

子どもたちの健やかな成長を願って

たきかわ 子育て ガイド

2025
年度版

滝川市
株式会社
サイネックス



とっても便利！

たきかわ子育てガイド の使い方

「たきかわ子育てガイド」は、お子さんを授かった方、これから滝川市で子育てされる方を応援する様々な情報をまとめたものです。子育て関連施設や子育てカレンダーも掲載していますので、ぜひ毎日の暮らしの中でお役立てください。

利便性

行政情報の内容ごとに大きく見出しをつけることで、どのような情報が掲載されているか分かりやすく表示。

検索性

各項目を色分けすることで、取り出したい情報の検索性を高める補助的な役割を果たします。



バッグにも入るサイズ
だから外出先でも
気軽に調べられます！

「外出先で子どもがケガをした！」「親子で遊びに行ける場所ってどんなところがある？」など、バッグの中に入れておくと様々な場所で気軽に調べられ、活用できますよ。

行政情報のほかにも、親子でお出かけできる公園施設の紹介や子育てカレンダーも掲載。

親子で遊びに行ける
お出かけ情報も満載！

たとえ急な病気になっても
お医者さんがすぐ見つかる！

お医者さん・歯科医院のリストを掲載しています。お子さんの急な病気などで困ったときはご覧ください。

令和7年4月から

『こども家庭センター』が 設置されました。

『こども家庭センター』は、妊娠期から子育て期(学童を含む18歳まで)にわたるさまざまな悩みや困りごとに寄り添う相談支援の場所です。

妊娠期から子育て期を安心して過ごしていただけるよう、保健師、社会福祉士、子ども家庭支援員の専門スタッフが、妊娠、出産、子育てに関する様々な相談に応じるとともに、一人一人に寄り添い切れ目のない支援を行いますので、お気軽にご相談ください。



入院中
上の子の
ことが心配

出産までに
何を準備
したらいい?

こども家庭センター▶

こどものこと
どこに相談
したらいいの?

どんな
子育てサービス
があるの?



子育てに疲れた
少し休みたい...



滝川市こども家庭センター 滝川市健康こども未来部(滝川市明神町1-5-32 保健センター内)

相談・受付時間 8:30~17:15(土・日・祝祭日・年末年始は休み)

妊娠届・母子健康手帳交付、子育て相談
各種手当て、子育て支援サービス等

☎0125-23-5217 (相談)

☎0125-28-8025 (各種手当)

お子さんの成長・発達、健診・相談
歯科検診・相談、栄養・離乳食、予防接種等

☎0125-24-5256

滝川市LINE公式アカウントに友だち登録してご活用ください。

子育て・妊婦情報

配信希望001

以下の情報をお知らせしています。ぜひ、お友だち登録をお願いします。

子育て情報

地域子育て支援センターの各種行事などの情報

妊婦情報

マタニティクラス、料理レシピ、妊産婦歯科検診などの情報

乳幼児の保健事業情報

乳幼児健診・歯科検診、赤ちゃん教室、はじめて教室等の情報



@takikawa_line

LINEの「友だち追加」からID検索するか二次元コードをスキャンして登録してください。

受信を希望する方

トーク画面から「配信希望001」と送信してください。

配信停止を希望する方

トーク画面から「配信停止001」と送信してください。

あなたの街の
不動産ショップ

賃貸・売買 **ピタットハウス**

<https://www.pitat.com/>

砂川店

砂川市空知太東1条4丁目1番19-11号

TEL 0125-53-5151

●(公社)宅地建物取引業協会 ●(一社)全国賃貸不動産管理業協会 ●北海道知事石狩(4)第8586号

株式会社サワケン

※ピタットハウスの加盟店は独立自営であり、
各店舗の責任のもと運営をしております。



HPIはコチラから



公衆衛生の豆知識



出典:厚生労働省ホームページ「国民の皆さまへ(新型コロナウイルス感染症)」
(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00094.html)より加工・編集して作成

咳エチケット

咳エチケットとは、感染症を他者に感染させないために、咳・くしゃみをする際、マスクやティッシュ・ハンカチ、袖、肘の内側などを使って、口や鼻をおさえることです。

対面で人と人との距離が近い接触(互いに手を伸ばしたら届く距離でおよそ2mとされています)が、一定時間以上、多くの人々との間で交わされる環境は、リスクが高いです。感染しやすい環境に行くことを避け、手洗い、咳エチケットを徹底しましょう。

3つの咳エチケット

電車や職場、学校など
人が集まるところでやろう



マスクを着用する
(口・鼻を覆う)



ティッシュ・ハンカチ
で口・鼻を覆う



袖で口・鼻を覆う



何もせずに咳や
くしゃみをする



咳やくしゃみを
手でおさえる

マスクの着用は個人の判断が
基本となります。(※)

正しい
マスクの着用



1 鼻と口の両方を確実に覆う



2 ゴムひもを耳にかける



3 隙間がないよう鼻まで覆う

(※)国や行政が防疫上必要と判断した場合は一時的により強い感染対策を求めることがあります。

INDEX

4 子育てカレンダー

6 子育て支援

7 妊娠を希望するとき、 妊娠がわかったとき

- たきかわっこマタニティクラス 8
- はじめましてもうすぐママさん 8
- 手当・助成 9

12 子どもが生まれたとき

- 出生届 12
- ①健康保険加入 12
- ②子どもの医療費の助成 12
- ③児童手当 13

14 子どもの健康

- 3歳～ 15
- 発達に関すること 15
- パパ・ママ健康チェック 15

16 子どもと出かける

20 子ども・子育て支援新制度

- 子ども・子育て支援新制度とは 20
- 幼児教育・保育の無償化 20
- 保育所へ入所できる基準及び手続き 21

23 はじめての集団生活

- 保育所 23
- 幼稚園 24

25 もうすぐ小学生！

- 小学校への入学 25
- 小学校の転校手続き 26

27 児童館・学童クラブ・ 放課後子ども教室

29 子どもを預けたいとき

- ファミリーサポートセンター 29
- 一時的保育 30

31 手当て・助成

- 各種手当 31
- 医療費の助成 33

35 発達が心配なときは

- こども発達支援センター 35
- 幼稚園・保育所 35
- 特別支援学級(小学校) 35
- 通級指導教室(小学校) 35
- こども家庭センター こども家庭相談係 35

36 ひとり親家庭の子育て支援

- 母子・父子相談 36
- 児童扶養手当 36
- 母子家庭及び
父子家庭自立支援給付金事業 36
- 母子・父子・寡婦福祉資金 36
- ひとり親家庭等の医療費の助成 36
- 上下水道料金の軽減 36
- ごみ処理手数料・
し尿処理手数料の福祉減額制度 36
- 就学援助 36

37 子どもや子育てに関する相談窓口

38 市内医療機関

- 市内医療機関(医科) 38
- 市内医療機関(歯科) 39



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

子育てカレンダー

	妊娠	赤ちゃん誕生	0歳
届出	妊娠届・母子健康手帳交付 P7 妊婦健康診査 P7 入院助産制度 P9 不妊治療助成 P9	出産育児一時金 P10 出生届 P12 健康保険加入 P12 子どもの医療費の助成 P12	
手当助成	風しん抗体検査費用の助成 P11 滝川市妊婦のための支援給付金 P10 どさんこ子育て特典制度 P8	児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、 ひとり親家庭の子育て支援 P36 産前産後期間の保険税(料)免除(国民健康保険・	
健診	妊産婦歯科健診 P7 妊婦健康相談 P7 妊婦個別栄養相談 P7	新生児聴覚検査 P12 	1ヵ月児健診・ 新生児訪問 P12 こんにちは赤ちゃん 赤ちゃん教室 4～5ヵ月児 はじめて教室 P14 もぐもぐ教室 P14 9～10ヵ月児 予防接種 P13 乳幼児相談室 P15 発達・ことばの相談 産後ケア事業 P13
相談	たきかわっこマタニティクラス P8 はじめましてもうすぐママさん P8		
教室	こども家庭センター総合相談窓口 P1 電話・来所・訪問相談 P14～15		
遊び場	地域子育て支援センター P16～17		
預け先			こども広場 P17 子ども・子育て支援 保育所 P23
教育			ファミリーサポート 図書館 えほんと

(以下は広告です)

トータルサポートriaru〜リアル〜
リアルの家

子供からお年寄りまで夢をお手伝いします

放課後等デイサービス
目次サービス支援型
共同生活援助
生活介護
地域密着型
通所介護

HPはコチラから

0125-74-7533
〒073-0036
滝川市花月町2丁目11番22号



TAKISOKU

滝川測量設計株式会社

測量業登録(11)8658号

〒073-0034 滝川市空知町3丁目3番21号

TEL 0125-24-2176
FAX 0125-22-1624

RESEARCH・SURVEY・PLANNING

R.S.P

測量業登録第(8)17617号

調査・測量・土木設計・CADサービス

有限会社 東和測量

〒073-0032 滝川市明神町4丁目8番13号
TEL 0125-23-0128 FAX 0125-23-6533
https://towa-sokuryo.com

	1歳	2歳	3歳	4歳～就学前	就学
					
障害児福祉手当	P31～33				
国民年金	P11				
産婦健診	P12	1歳児むし歯予防教室 P14 1歳6カ月児健診 P14	2歳児相談 P14 2歳6カ月児歯科検診 P14	幼稚園歯科相談 P15 保育所歯科検診・相談 P15 就学時健康診断 P25	教育相談 P37
訪問	P12		3歳児健診 P14 3歳6カ月児歯科相談 P15		
すくすくランド相談・ブックスタート	P13 P14				
相談	P14	障がい児歯科検診 P15 フッ素塗布 P14～15			
	P15、35	夏休み・冬休み歯みがき教室 P15			巡回児童相談 P37
					児童館・学童クラブ・放課後子ども教室 P27
新制度	P20		幼稚園 P35		
				小学校への入学 P25	
センター	P29	一時的保育 P30			
あそぼう!「おはなしのひろば」	P19				

〈以下は広告です〉

オフィスのことなら何でも相談・販売から
保守・修理まで一貫の!!

Ⓢ(株)北海事務機販売
滝川市西町7丁目3番57号
TEL:0125-22-3369

あなたにも-会社にも
いいじかんを

29年間で得た、安心と信頼を生む技術、
滝川市と共に、これからも

LAN工事
監視カメラ設置
電気工事

照明工事から屋内配線工事まで

(有)笹見電設 TEL 0125-24-1003
北海道滝川市西町7丁目1-33

暮らしに合わせたリフォームで
快適な住まいへ

有限会社 中島製作所
NAKAJIMA
リフォーム事業部 ホームイング滝川

- 住宅リフォーム全般(屋根、外壁、内装等)
- 店舗改修
- 木製家具、建具工事

〒073-0033 滝川市新町5丁目17番7号
TEL: 0125-26-5355 FAX: 0125-26-5356

滝川市の子育て支援

すべての子どもと子育て家庭を対象に、妊娠期から子育て期(0歳～18歳)まで安心して過ごしていただける、子育てしやすいまちづくりを進めています。

「滝川市こども家庭センター」では、専門職員が妊娠・出産・子育てに関する様々な相談に応じ、一人ひとりに寄り添い切れ目なくサポートします。

子育て支援



滝川市
子育て情報



保健センター内「たきかわっこルーム」

〈以下は広告です〉



電気工事設計・施工
株式会社 大川電気商会

滝川市栄町3丁目5番13号
TEL 0125-23-3165
FAX 0125-23-0131
<http://www.ohkawadenki.com/>

+ **神部クリニック**

～診療案内～
内科、整形外科、産婦人科、リハビリテーション科

～診療時間～

月	火	水	木	金	土	日・祝日
8:30～17:00 ※昼休み 12:30～13:30					8:30 ～ 12:30	休診

TEL 0125-22-2021
〒073-0031 滝川市栄町3丁目3-16
外来予定表はホームページをご確認下さい






妊娠を希望するとき、妊娠がわかったとき



☎ こども家庭センター(保健センター内) ▶▶ TEL23-5217

* 妊娠の確定

* 妊娠届

病院で妊娠が確定したら、保健センターで出産予定日や妊娠週数などを記入し妊娠届出書を提出します。

* 母子健康手帳

妊娠届出時に母子健康手帳をお渡しします。妊娠・出産・育児期のお母さんとお子さんの健康を書き記す手帳です。健診や予防接種、成長発達の大切な記録として使います。万一、紛失や破損した場合は再交付できます。

* 妊婦健康診査

妊婦と胎児のための健康診査です。病院や診療所、助産所で受診できます。安心、安全な出産のために、医師の指示に従い定期的に受けましょう。滝川市では妊婦健康診査の公費補助があります。届出時の妊娠週数に応じて最大、一般健康診査14回分と超音波検査6回分の受診票を妊娠届出時と妊娠中期頃にお渡ししています。

※受診票は道内の医療機関で使用できます。道外で妊婦健診を受診される場合は、償還払い制度がありますので、詳しくはお問い合わせください。

たばこを吸っていたパパ・ママ禁煙出来ていますか？赤ちゃんの成長を支えるのは、ママの胎盤です。禁煙についての相談はお気軽にどうぞ。

* 妊婦健康相談

母子手帳交付時と妊娠中期頃に、保健師が面談で妊娠中の健康状態や悩み事などの相談に応じます。電話、来所、訪問での相談も行っています。

* 妊婦個別栄養相談

母子手帳交付時と妊娠中期頃に必要に応じて、個別の栄養相談を行っています。

* 妊産婦歯科健診

年6回妊婦と産後のママを対象に歯科健診、歯科相談、歯みがき指導などを行っています。日程は、母子手帳の折り込み案内をご確認ください。

妊娠を希望するとき、妊娠がわかったとき

〈以下は広告です〉

子育て世代にオススメの新築住宅!!

リフォーム住宅・新築住宅随時公開いたします!!



北海道知事免許空知(3)第486号

有限会社二幸建設

〒073-0033
滝川市新町4丁目15番8号
☎0120-27-6213

安心・安全・信頼を提供することに取り組んでいます



NANBA JUKI
有限会社 難波重機

〒073-0012
滝川市黄金町東4丁目6番9号
TEL 0125-24-7220
FAX 0125-24-7230

HPは▶▶
こちらから



家のこと・塗替ご相談

お見積無料

■内装 ■クロス ■リフォーム
■水廻り ■板金 etc.

一級建築塗装技能士

本間塗装工業

代表 本間 万晶

お問い合わせはこちら↓ お気軽にご連絡下さい

TEL&FAX 0125-76-2633

滝川市新十津川町字中央70番地18

たきかわっこマタニティクラス 問 健康づくり課(保健センター) ▶▶▶ TEL0125-24-5256

妊娠中の過ごし方、出産・子育てについて、出産時期の近い方と一緒に学びます。

①たまご編『マタニティライフを楽しむ』

②ひよこ編『お産・育児のイメージレッスン』

▶対象 妊娠16週以降の妊婦さん

▶会場 保健センター

▶開催 年4回(1コース2回)13:30~15:30

※開催日程は、ホームページをご覧ください。



はじめましてもうすぐママさん

先輩ママと赤ちゃんとの交流を通して、
出産や育児のイメージづくりができます。

▶対象 妊婦さん

▶会場 花月地域子育て支援センター

▶開催 年4回 14:00~15:00

※開催日程は、保健センターまでお問合せください。

どさんこ子育て特典制度

妊娠中もしくは小学生以下の子どもがいる世帯が
買い物や施設などを利用する際に、特典カードを掲示する
ことで協賛店舗から様々なサービスを受けられます。

市町村

カード受取り

カード掲示して
特典ゲット

子育て応援課(子ども家庭センター)

☎ 0125-28-8025

〈以下は広告です〉

 **有限会社 増田電気商会**
代表取締役 樋口 久雄

本社 滝川市滝の川町東2丁目1054-7
TEL 0125-23-4412
FAX 0125-22-6536

未来を明るく
人々の生活に必要な不可欠な
電気を守るため、
社員一同日々努力しています。

事業内容 送電・配電・通信

 **株式会社 弘盛電工**
☎0125-24-1573
滝川市流通団地3丁目2-7

株式会社 木津川組
Design and Construction

〒073-0025
滝川市流通団地3丁目5番3号
TEL0125-26-1470

手当・助成

＊入院助産制度

問 こども家庭センター(保健センター内) ▶▶▶ TEL0125-28-8025

経済的な理由で出産のための入院などが困難な場合に、助産施設での入院助産を受けることができる制度です。所得に応じ、一部自己負担があります。なお、助産施設の指定を受けている病院についてはお問い合わせください。

対象となる方

- ①生活保護による被保護世帯
- ②当該年度の市民税非課税世帯
- ③当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額が均等割の額のみの世帯
- ④当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税所得割の額が19,000円以下の世帯

＊不妊治療助成

問 健康づくり課(保健センター) ▶▶▶ TEL0125-24-5256

特定不妊治療と、特定不妊治療と併用して実施された先進医療に要した治療費について助成します。

特定不妊治療は、保険適応となる治療・検査の自己負担分(かつ高額療養費制度適用後)と、治療を証明するために医療機関等が発行する文書料が対象です。治療対象区分により助成額が異なります。

先進医療は、保険適応となる特定不妊治療と併用して実施した治療費、及び交通費の一部を助成します。治療費は、先進医療費の自己負担分の10分の7とし、上限3万5千円。

交通費は、自宅から医療機関まで片道25kmを超える場合は、距離に応じて設定された基準額の3分の2を乗じた額を上限とし、1回の治療につき受診5回分まで。なお、文書料は助成対象とはなりません。

対象となる治療や助成回数などはホームページをご確認ください。申請を予定される方は、必ず事前に保健センターへお問い合わせ、ご相談ください。

妊娠を希望するとき、妊娠がわかったとき



＼ 子どもと遊ぼう ＼

床に仰向けに寝かせ、両足を持って、前後に行ったり来たり。最初のうちは、子どもの膝を曲げて押しますが、しだいに自分でつっぱろうとします。慣れたら左右にゆさぶりながら遊びます。



出典 厚生労働省「健全育成のための活動プログラム」

＊妊婦のための支援給付金

問 健康づくり課(保健センター) ▶▶▶ Tel.0125-24-5256

出産・子育てを応援するため妊娠届出時および新生児訪問等の面談実施後に給付金を支給します。

※詳しくは、妊娠届出時面談および新生児訪問時に説明します。

＊出産育児一時金(国民健康保険)

問 保険医療課 国保年金係 ▶▶▶ Tel.0125-28-8016

国民健康保険の加入者が出産したとき(妊娠85日以上、死産、流産を含む)、赤ちゃん1人につき50万円(産科医療補償制度未加入医療機関での出産や、妊娠22週未満で出産した場合は、48万8千円)を支給します。医療機関で手続きを行うことで、出産育児一時金直接支払制度を利用し、国民健康保険から医療機関に直接支払うことができます。差額がある場合は、申請が必要になりますので、市役所1階保険医療課窓口までお越しください。

※全国健康保険協会や健康保険組合、共済組合の加入者は、各保険者にお問い合わせください。

妊娠を希望するとき、妊娠がわかったとき

〈以下は広告です〉



扇コンサル株式会社 OUGI CONSULT CO., LTD.

〒073-0004
滝川市滝の川町東4丁目1156番地1
TEL: 0125-22-8000
FAX: 0125-22-8009



＊産前産後期間の保険税(料)免除(国民健康保険・国民年金)

☎ 保険医療課 国保年金係 ▶▶▶ Tel.0125-28-8016

国民健康保険の加入者または国民年金第1号被保険者が出産(妊娠85日以上)の死産、流産などを含む)する予定または出産したとき、産前産後期間の国民健康保険税の所得割額、均等割額または国民年金保険料が免除されます。申請が必要となりますので、市役所1階保険医療課窓口までお越しください。

※全国健康保険協会や健康保険組合、共済組合の加入者は、各保険者にお問い合わせください。

※国民年金第2・3号被保険者は、事業主にお問い合わせください。

免除期間

●単胎妊娠

出産予定月(出産月)の前月から出産予定月(出産月)の翌々月までの計4か月分

●多胎妊娠

出産予定月(出産月)の3か月前から出産予定月(出産月)が属する月の翌々月までの計6か月分

＊風しん抗体検査費用の助成

☎ 滝川保健所 ▶▶▶ Tel.0125-24-6201

妊婦の風しん感染による胎児の「先天性風しん症候群」予防のため、風しん抗体価が低い妊婦の配偶者等や妊娠を希望する出産経験のない女性、抗体ができない女性の配偶者等の抗体価検査費用を助成しています。ただし、過去に風しん抗体検査を受けたことがある、過去に2回の風しん予防接種を受けている、検査により風しんと診断されたことがある方は除きます。また夫婦同時に受検することはできません。協力医療機関において実施していますので、事前に検査可能日、時間の確認が必要です。

詳しくは、滝川保健所にお問い合わせください。

妊娠を希望するとき、妊娠がわかったとき



＼子どもと遊ぼう／

子どもをおなかにまたがせ、仰向けに寝ます。膝を立てておなかの力を使い起き上がり、**おでことおでこでごっつんこ。**親の腹筋の運動にもなります。



出典 厚生労働省「健全育成のための活動プログラム」



子どもが生まれたとき



* お誕生

お誕生おめでとうございます。
大忙しの毎日ですが、手続き、健診、予防接種を忘れずに行いましょう。

* 新生児聴覚検査

出産した病院等で新生児聴覚検査受診票を提出して、入院中にお子さんの聴覚検査を受けましょう。
受診票は妊娠中期頃にお渡ししています。

出生届

☎ 市民課 戸籍住民係 ▶▶▶ Tel0125-28-8015

赤ちゃんが生まれたら生まれた日を含めて14日以内に市役所1階市民課窓口へ届け出てください。お子さんの健診や予防接種等の情報が入った「たきかわっこファイル」をお渡しします。

※土日祝日、時間外は当直室へ届け出てください。

届出に必要なもの

出生証明書(医師や助産師が発行するもの)、母子健康手帳

* 1ヵ月児健診・産婦健診

出産した病院等で1ヵ月健診受診票を提出しお子さんの1ヵ月児健診を受けましょう。お母さんも出産した病院等で産婦健診受診票を提出し、産婦健診を受けましょう。受診票は妊娠中期頃にお渡ししています。

* 新生児訪問

☎ 健康づくり課(保健センター) ▶▶▶ Tel0125-24-5256

保健師が訪問し、赤ちゃんの体重測定や育児相談、これからの健診や予防接種の説明をしています。

合わせて申請が必要なもの

① 健康保険加入

☎ 保険医療課 国保年金係 ▶▶▶ Tel0125-28-8016

保護者の職場の健康保険もしくは国民健康保険に加入の届出が必要です。国民健康保険の場合は、14日以内に市役所1階保険医療課窓口へ届け出てください。

※全国健康保険協会や健康保険組合、共済組合の加入者は、各保険者にお問い合わせください。

※出産育児一時金の申請、国民健康保険税及び国民年金保険料の免除申請がお済みでない方は窓口までお申し出ください。

※詳細はP10、11をご覧ください。

申請に必要なもの

世帯主の方のマイナ保険証または資格確認書等

② 子どもの医療費の助成

☎ 保険医療課 医療費助成係 ▶▶▶ Tel0125-28-8018

子どもの医療費の助成を受けるには、子ども医療費受給者証の交付申請が必要です。市役所1階保険医療課で申請してください。受診時に健康保険証等を提示、または電子資格確認の際に受給者証をご提示ください。

※詳細はP33をご覧ください。

申請に必要なもの

印鑑、健康保険証等

滝川市に所得と課税の情報がない場合はマイナンバーカードまたはマイナンバーのわかる書類



子どもと遊ぼう

赤ちゃんを仰向けに寝かせ、棒状にしたタオルを子どもが手を伸ばして、つかもうとするまで待ちます。タオルの端をつかんだら、少し引っぱってみます。手を離してしまったら、もう一度チャレンジ。



出典 厚生労働省「健全育成のための活動プログラム」

③児童手当

問 こども家庭センター(保健センター内) ▶▶▶ TEL0125-28-8025

高等学校修了までの児童を養育している方に支給されます。窓口での申請が必要です。受給資格認定の上、支払となります。公務員の方は勤務先での申請、受給となります。

※詳細はP31をご覧ください。

申請に必要なもの

マイナンバーカードまたはマイナンバーのわかる書類、請求者の方の保険証のコピー、または資格証明書、請求者名義の銀行口座の預金通帳等

＊赤ちゃん教室すくすくらんど

同月齢のお子さんをもつお母さん・お父さんたちと集まり、赤ちゃんとの過ごし方などについて一緒に学びます。



①赤ちゃんのホームケ

アのお話、新米ママのフリートーキング

②赤ちゃんの発達と生活リズム、事故防止のお話、わらべうた遊び

- ▶対象 生後1～4か月の赤ちゃんとそのお母さん・お父さん
- ▶会場 保健センター
- ▶開催 年6回(1コース2回)13:30～15:00

＊産後ケア事業

問 健康づくり課(保健センター) ▶▶▶ TEL0125-24-5256

出産後の産婦さんを対象に、宿泊型、通所型または訪問型の産後ケア事業が利用できます。詳しくは、保健センターへお問い合わせ、ご相談ください。

＊予防接種

生後2ヵ月頃より開始します。病気の予防と感染症拡大防止のため、予防接種を受けましょう。0歳の赤ちゃんの定期接種は市内の下記医療機関にて無料で受けられます。事前に予約が必要です。予防接種についての詳しい内容は、たきかわっこファイルの中にある「予防接種と子どもの健康」をご覧ください。保健師・助産師が新生児訪問の時に個別にご案内しております。

0歳の赤ちゃんの予防接種ができる医療機関

医療機関名	電話番号
滝川市立病院	22-4311
えべおつファミリークリニック	75-5500
たきかわクリニック	23-1818

※里帰り等で市外にて予防接種を希望される場合は、接種する前に滝川市から滞在先へ「予防接種依頼書」の手続きが必要です。事前にご相談ください。

定期接種対象のワクチン

ロタウイルス	ロタリックス:生後6週0日～生後24週0日までに2回 ロタテック:生後6週0日～生後32週0日までに3回 ※初回、生後12週6日までの接種を推奨
肺炎球菌	生後2ヵ月～5歳に至るまでに4回
B型肝炎	生後2ヵ月～1歳に至るまでに3回
五種混合	生後2ヵ月～90ヵ月(7歳6ヵ月)に至るまでに4回
BCG	生後1歳に至るまでに1回
麻しん 風しん	第1期:1歳～2歳に至るまでに1回 第2期:5～6歳の子で小学校入学前の1年間に1回
水痘	生後1歳～3歳に至るまでに2回
日本脳炎	第1期:生後6ヵ月以上90ヵ月に至るまでに3回 第2期:9歳以上13歳までに1回

令和7年4月1日現在

子どもが生まれたとき



〈以下は広告です〉

お子様の誕生おめでとうございます!

児童手当の受取り総額は **234万円**
(所得制限限度内・滝川市 / 第1・2子の場合) (最大)

児童手当を活用して
教育資金を貯めませんか?

学資保険 貯蓄と保障を兼ねて不動産の人気
変額保険 積立投信を活用した保険商品

MAENO (有)前野保険事務所 ☎0125-23-0556
〒073-0024 滝川市東町2丁目6番22号
HP: <https://hokenya3.com>



子どもの健康



▶乳幼児健康診査・健康相談

健診は、お子さんの成長を知る大切な機会です。広報3月号・9月号またはホームページにて日程を確認の上、母子健康手帳と問診票を持って、保健センターへ行きましょう。

* 4～5ヵ月児相談

身体測定、運動発達の確認、育児相談、栄養・離乳食相談、ブックスタート(絵本のプレゼント)があります。たきかわっこファイルに入っている問診票を書いてお持ちください。

▶赤ちゃんにキッス事業

相談の待ち時間に、高校生と赤ちゃんとのふれあい体験を行っています。

* はじめて教室

生後6～7ヵ月の赤ちゃんを対象に、離乳食のステップアップや口の中の見方など「はじめてでわからない」を一緒に解決します。

出汁セットプレゼント

出汁の試飲&離乳食の試食ができます。

* もぐもぐ教室

はじめて教室に参加した7～8ヵ月の赤ちゃんを対象に、離乳食後期へのステップアップや歯みがきの仕方を実際に練習します。

ファースト歯ブラシプレゼント
離乳食の試食(保護者&ベビー)

* 9～10ヵ月児相談

身体測定、運動発達の確認、育児相談、栄養・離乳食相談があります。子育て支援センター保育士による手遊びなどの紹介もしています。

* 1歳児むし歯予防教室

歯科衛生士が口の中を見て、むし歯予防や歯みがきのコツをお話しします。栄養相談で食事や食べ方について聞いてみましょう。希望の方は歯科検診・フッ素塗布もできます。

* 1歳6ヵ月児健診

身体測定、小児科医師診察、発達の確認と相談、育児相談、栄養相談、歯科検診、歯科相談、フッ素塗布があります。個別に案内と問診票が届きます。

* 2歳児相談

1歳6ヵ月児健診の案内に同封されていた問診票をお持ちください。身体測定、発達の確認と相談、育児相談、栄養相談、歯科相談、フッ素塗布があります。パパ、ママの健康チェックも行っています。

* 2歳6ヵ月児歯科検診

歯科検診、歯科相談、フッ素塗布があります。一番後ろの奥歯が生えてくる時期です。忘れずに受けましょう。

* 3歳児健診

身体測定、尿検査、視聴覚検査、小児科医師診察、発達の確認とことばの相談、育児相談、栄養相談、歯科検診、歯科相談、フッ素塗布があります。幼児期の節目となる大切な健診です。

▶子育てひとりで悩まず気軽に相談

こども家庭センター相談窓口 0125-23-5217

保健センター内たきかわこルームにて、専門職員が妊娠・出産・子育てに関する様々な相談に応じ、一人ひとりに寄り添いながら切れ目なくサポートします。

〈以下は広告です〉

住まいに関する事なら

住まいの夢道人 **今村建設**

シックハウス対策はお任せ下さい

★介護保険支援工事 ★バリアフリー工事
★リフォーム工事 ★新築工事

お気軽にご相談等、お電話下さい♪

滝川市北滝の川1236-3

TEL(0125)24-1500

●平成システム

■今村建設

●三和ハイヤー

※営業時間外でも

転送電話(携帯)にて

対応致します。



3歳～

* 3歳6ヵ月児歯科相談

歯科相談、フッ素塗布があります。奥歯の間からのむし歯を防ぎましょう。

* 幼稚園歯科相談

市内幼稚園へ通園しているお子さんを対象に歯科相談とフッ素塗布をしています。幼稚園から案内があります。

* 保育所歯科検診・相談

市内の保育所にて、歯科検診、歯科相談、フッ素塗布を行っています。保育所から案内があります。

* 障がい児歯科検診(年2回)

心身に障がいのある方の歯科検診・相談・歯みがき指導・フッ素塗布を行っています。

* 夏休み・冬休み歯みがき教室

3歳から小学生のお子さんを対象に歯科相談・歯みがき指導などを行います。希望の方は、歯科検診・フッ素塗布もできます。日程は、広報またはホームページにてご確認ください。

発達に関すること

問 こども発達支援センター ▶▶▶ TEL0125-23-3361

心やからだ、ことばの発達に心配のあるお子さんについて、無料で相談に応じます。お子さんの状況に応じて、保育士、作業療法士、言語聴覚士、公認心理師がサポートしています。

詳細は、P35をご覧ください。

パパ・ママ健康チェック

問 健康づくり課(保健センター) ▶▶▶ TEL0125-24-5256

2歳児相談の際にパパ・ママの血圧測定、問診等の健康チェックを行っています。20～30代健診、特定健診や各種がん検診のご案内も行っています。詳細や日程につきましては、広報の折り込みまたはホームページをごらんください。

▶ 乳幼児相談室(月1回)

どの年齢のお子さんも、お気軽にご利用できます。身体測定、発達相談、育児相談、栄養相談、離乳食の相談等、ご希望に合わせて受けることができます。日程は広報(3・9月号)またはホームページにてご確認ください。

▶ 電話・来所・訪問相談(随時)

授乳、離乳食、食事、歯のことはもちろん、育児の相談や母親自身・家族の悩みや心配事などの相談も受け付けています。

▶ むし歯予防デー【6月】

無料で歯科検診や歯科相談、健康づくりなど、ご家族で楽しく体験できるイベントです。



〈以下は広告です〉

地域で育てよう
子育て世代を応援します。

鉄骨加工の事ならお任せ下さい

国土交通大臣認定工場 TFB-M-21-4440

MakMax 道央建鉄 株式会社

滝川市幸町3丁目3番16号
TEL 0125-24-7201 FAX 0125-22-1132

しのじま皮膚科 院長 篠島 由一

診療科目 皮膚科

診療時間

外来受付時間	月	火	水	木	金	土
午前 8:30～12:00			○	○		○
午前 8:30～12:15	○	○			○	
午後 1:30～4:45	○	○	／	○	○	／

○診療／休診(水曜、土曜日の午後) 休診日:日曜、祝祭日

0125-22-4112 滝川市緑町1丁目7-2 (札幌法務局滝川支局となり)

駐車場あり HPIはコチラ▶



子どもと出かける 1



地域子育て支援センター

地域子育て支援センターは、就学前の親子が交流し、情報交換や友達づくりができるような場を提供しています。子育てに関する相談に応じるほか、子育ての情報を提供したり、子育て講座を開催したりしています。

対象者 市内在住の0歳～就学前のお子さんと保護者 **料** 無料

花月地域子育て支援センター

ロ 花月保育所内
花月町2丁目5番1号
月 月～金曜日
☎ 0125-23-4562



ふれ愛の里地域子育て支援センター

ロ 滝川ふれ愛の里内
西滝川76番地1
月 月～金曜日
☎ 080-9583-3388



遊びの支援をします。

- ・花月地域子育て支援センター
0歳、1歳、2歳以上の3グループ別
 - ・ふれ愛の里地域子育て支援センター
全年齢が遊べます
- 月** 月～金曜日
9:00～12:00 13:00～16:00



季節行事「みんな あーつまれ」

広いスペースに移動して、季節に合わせたイベントを行います。

月 10:00～11:30
年数回



子育て講座

子育ての悩みの軽減やお子さんの健やかな成長を願い、子育てに役立つ講演会等を毎月行っています。

月 10:00～11:00
概ね月1回



ひまわり広場・こすもす広場

育児サークルの活動などのために保育室を開放しています。

月 13:00～16:00
月4回程度



子どもと遊ぼう

親は膝を曲げて座ります(体操座り)。子どもを膝のてっぺんに座らせ、親の足先に向けて滑らせます。



母親のためのレスパイトケア事業

24時間365日育児を行っている母親に向けた、「母親のためのレスパイトケア事業」として、休息スペース「やすみん」を開設します。「やすみん」には、母親同士が交流できる「コミュニティスペース」および、自分の時間を過ごすことのできる「リフレッシュスペース」があり、1階の子育て支援センターでお子さんを預けた上で用途に合わせてご利用いただけます。



ふれ愛の里地域子育て支援センター

対象 生後5ヵ月～小学校就学前

時間 月～金曜日 9:00～16:00
利用定員2名

料金 一時預かり料金 1時間あたり500円
事前登録・申し込みが必要です
詳しくは滝川市ホームページをご覧ください。



土曜日開放

平日が仕事で忙しい方も利用できるよう、毎月第1～4土曜日に子育て支援センターの保育室を開放しています。

対象 第1・3土曜日 ふれ愛の里地域子育て支援センター
第2・4土曜日 花月地域子育て支援センター
時間 9:00～16:00

にこにこランチ

持参したお弁当を食べながら、親子同士で交流しています。



対象 就学前のお子さんと保護者の方
場所 花月地域子育て支援センター



ようこそ滝川転入者交流会

転勤などで引っ越してきた家族を対象に、親子同士が知り合うきっかけとなるよう交流会を実施しています。

対象 市内に転入してきた就学前のお子さんと保護者の方



育児相談

地域子育て支援センターでは電話、メール、面接による相談を受け付けています。お子さんの身の回りのことや、困っていることなど一人で悩まず、お気軽にご相談ください。

時間 月～金曜日 9:00～17:00

メール hoiku1@city.takikawa.lg.jp



おいでようすぐママさん

0歳児グループの利用日には、赤ちゃんの様子を見たり、先輩ママから出産や育児のお話を聞くことができます。

対象 妊娠している方
場所 花月地域子育て支援センター
時間 0歳のグループの利用日



双子の会(ツインズ)

多胎児の親子が集まってみんなでのんびりとおしゃべりや情報交換しながら交流をしています。

対象 就学前の多胎児のお子さんと保護者の方
場所 花月地域子育て支援センター



こども広場(花月地区児童センター内)

対象 就学前のお子さん
(保護者の付き添いが必要です。)

場所 花月町2丁目5番1号
電話 0125-24-0792
時間 月～金曜日 9:30～12:00
(土曜日・日曜日・祝日は休館)
児童館の空き時間を開放しています。



左側が児童センターの入り口になります。
※児童厚生員がいますのでお気軽にご相談ください。





子どもと出かける 2



北電公園



※滝川市の公式ホームページ「滝川市の公園」をご覧ください

土木課

☎ 0125-28-8037

赤ちゃんをつれて行ける公園

- 池の前水上公園 ●滝の川公園
- 平和公園 ●一の坂西公園

公園のトイレにおむつ交換台があります。



水遊びができる公園

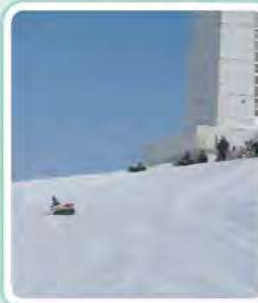
- 中島せせらぎ公園

楽しい遊具のある公園

- 北電公園 ●滝の川公園 ●旭光公園
- つつじ公園 ●緑町公園 ●中島せせらぎ公園
- 滝川西公園 ●本町公園 ●一の坂西公園(R6リニューアル)
- さくら公園 ●文化公園 ●こがね東公園(R6リニューアル)



冬の遊びが楽しめる公園



- 北電公園

冬期は丘にスロープを作り、そりすべり等を楽しめます。

スポーツ協会

☎ 0125-23-4617

トイレのある公園

- 泉町公園 ●平和公園
- こぶし公園 ●滝川東公園
- 滝川西公園 ●空知川緑地
- 滝の川公園 ●北電公園
- 虹のかけ橋公園 ●一の坂西公園
- 池の前水上公園
- 江部乙中央児童公園
- 中島せせらぎ公園



イベント情報

イベント名	開催時期	開催場所
菜の花まつり	5月下旬	道の駅たきかわほか
サマースカイフェスタ	7月下旬	スカイパーク
紙袋ランタンフェスティバル	2月下旬	滝川駅前からベルロード周辺



子どもと遊ぼう

「すべり台」の要領で座ります。親のほうを向いて、足の甲の上に座ります。落ちないようにすねにしがみついてもかまいません。親はおなかに力を入れて、足先を持ち上げ、上下に動かします。親の腹筋も鍛えられます。



出典 厚生労働省「健全育成のための活動プログラム」

図書館にあそびに行こう！

- 📍 大町1丁目2番15号 滝川市役所内
 🕒 月～水曜日・金曜日 9:30～19:00
 土曜日・日曜日 9:30～17:00
 📅 毎週木曜日
 祝日(土曜日または日曜日の場合は開館)
 年末年始・特別整理期間



📖 ブックスタート

4～5か月児相談(毎月1回)

- 📍 保健センター 明神町1丁目5番32号
 子どもの成長に合わせて絵本をプレゼントするほか、図書館利用にお使いいただきたいトートバッグ、利用案内やおすすすめ本のチラシ、子育て情報を提供します。



📖 えほんとおそぼろ「おはなしのひろば」

子ども向けのおはなし会です。

乳幼児向け

赤ちゃんの絵本の読み聞かせのほか、ふれあいあそびや手作りのおもちのプレゼントもあります。

- 📍 滝川市立図書館 おはなしのひろば
 大町1丁目2番15号 滝川市役所内

申込み 不要 📞 無料

※日程は右記のQRコードからご確認ください。



幼児・児童向け

絵本の読み聞かせのほか、簡単な工作を行います。

- 📍 滝川市立図書館 おはなしのひろば
 大町1丁目2番15号 滝川市役所内

申込み 不要 📞 無料



滝川市立図書館

📞 0125-22-4646

美術自然史館・こども科学館にあそびに行こう！

<美術自然史館>子どもに大人気の恐竜の骨格標本などを展示しています。

<こども科学館>楽しみながら科学に触れられる施設です。小さな子どもが遊べるスペースもあります。

- 📍 新町2丁目5番30号
 🕒 10:00～17:00(入館は16:30まで)
 📅 美術自然史館・・・一般630円、高校生380円、
 中学生250円、小学生120円
 こども科学館・・・一般320円、高校生210円、小・中学生100円
 ※未就学児は無料です。
 ※2館共通券、年間パスポートなどのお得な入場券もあります。

- 📅 月曜日・国民の祝日の翌平日、冬期休館(12月1日～2月末日)
 ※冬期休館中こども科学館のみ、第2・第4週土・日曜日は開館するほか、
 無料開放ウィークがあります。

美術自然史館

📞 0125-23-0502

こども科学館

📞 0125-22-6690

※開館日やイベント情報などはホームページよりご確認ください。



子どもと遊ぼう

親子で向かい合って両手をつなぎます。子どもは、親の右足の上に左足、左足の上に右足をのせます。親の両足に、子どもが乗る形で、つないでいる両手でバランスをとりながら、二人三脚のように、息を合わせて一歩ずつ前進します。



出典 厚生労働省「健全育成のための活動プログラム」

子ども・子育て支援新制度

子ども・子育て支援新制度とは

全ての子どもと子育て家庭を対象に、幼児期の教育や保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するための制度として「子ども・子育て関連3法」に基づき平成27年4月からスタートしました。

支給認定の区分		1号認定	2号認定	3号認定
対象となる子ども		保育を必要としない 3歳以上の幼児	保育を必要とする 3歳以上の幼児	保育を必要とする 3歳未満の乳幼児
利用できる施設	保育所	—	○	○
	幼稚園	○	—	—
	認定こども園	○	○	○

教育・保育施設の種類

保育所 0～5歳	保育が必要なお子さんを就労等により家庭で保育できない保護者に代わって保育する施設
認定こども園 0～5歳	保育所と幼稚園が一体又は併設（隣接）され、保育所と幼稚園の機能や特徴をあわせ持つ施設

幼稚園 3～5歳	保護者の就労の有無に関わりなく、希望により利用できる幼児期の教育を行う施設
地域型保育 0～2歳	保育が必要なお子さんを比較的少人数の家庭的な雰囲気の中で保育する事業 ●小規模保育 ●事業所内保育 等

幼児教育・保育の無償化

令和元年10月1日から利用料が無償化されました。

- 幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳までの全ての子どもたちと、0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもたちを対象として、利用料が無償化されました（※幼稚園については、月額上限額が25,700円となります）。
- 無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日（幼稚園は満3歳）から小学校入学前までの3年間です。
- 食材料費、行事費などは、基本的にこれまでどおり保護者の負担になります（一部減免規定あり）。

無償化の対象について

- 幼稚園預かり保育、認可外保育施設、一時預かり事業、ファミリーサポートセンター事業を利用する子どもが、無償化の対象となるためには、就労しているなど認可保育所の利用と同等の要件を満たす必要があり、滝川市から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。
- 無償化となる利用料について、子ども1人当たりの月額上限額は次のとおりです。

	無償化対象事業等	対象児童	月額上限額
1	●幼稚園、認定こども園（教育部分）の預かり保育	満3歳児	16,300円
		3歳児～5歳児	11,300円
2	●認可外保育施設 ●一時預かり事業 ●ファミリーサポートセンター事業	0歳児～2歳児	42,000円
		3歳児～5歳児	37,000円

（以下は広告です）

素直・仲良く・おもいやりの保育

自然との関わりを大切にし健康な身体と豊かな感性をやしないます。

自由保育を中心とし、個々の育ちを大切に自立する力を育て、生きる尊さを知らせます。





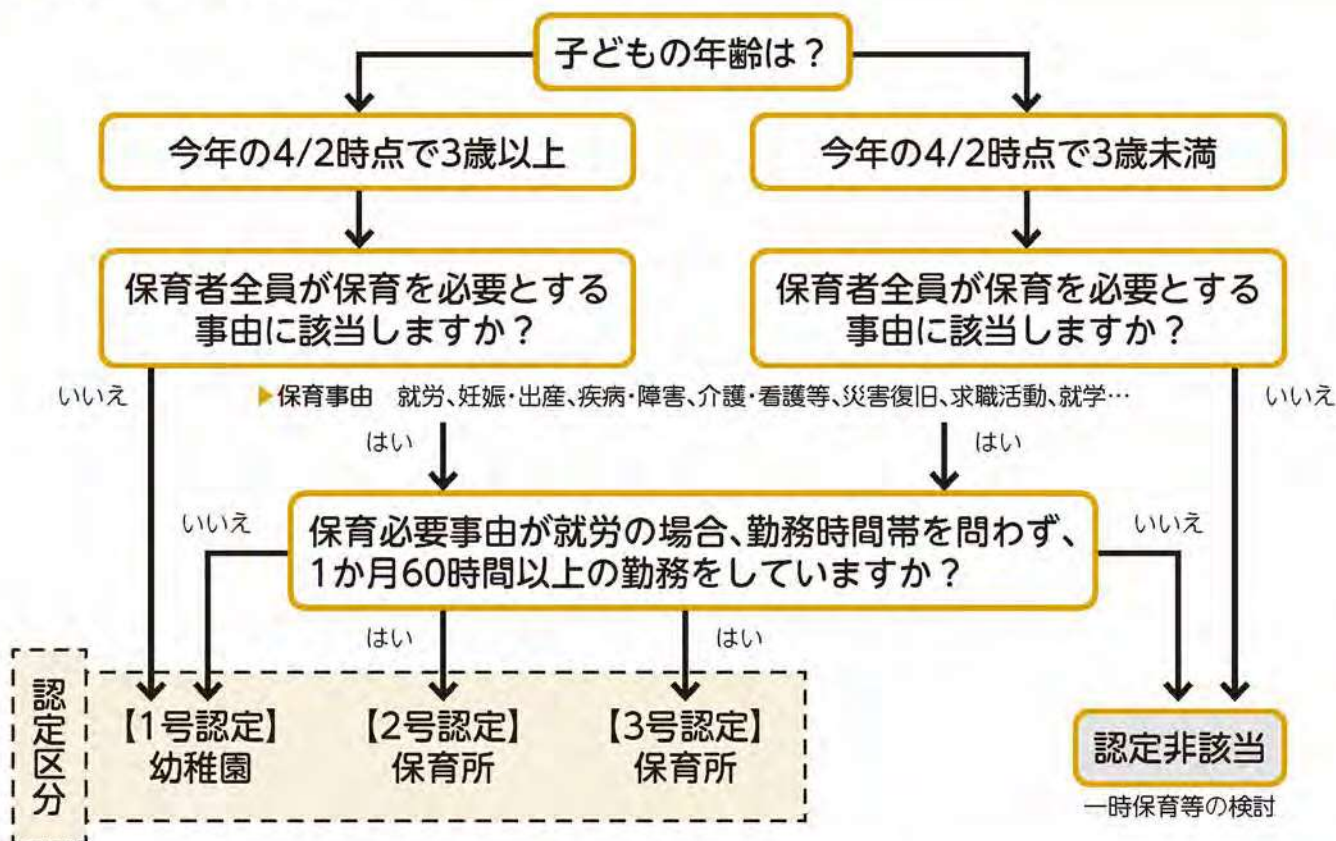
入園に関するご質問や見学希望等、お気軽にお問い合わせください。

tel 0125-23-2478 fax 0125-23-2445

〒073-0031 滝川市栄町2-7-13 <http://www.takikawayouchien.jp/>

HPはこちら 

＊認定区分判定チャート



保育所へ入所できる基準及び手続き

問 こども家庭センター（保健センター内）▶▶▶ Tel0125-28-8025

番号	保育の必要理由	概要	必要な書類
1	就労	家庭内外で就労している場合 （※勤務時間を問わず1ヶ月60時間以上の就労をしていること）	就労証明書 自営業申告書 ※添付書類：事業を行っていることが確認できる書類の写し 農業就労等申告書
2	妊娠・出産	出産前後のため、その児童を保育することができない場合 （認定期間：産前7週から産後の翌週8週後の属する月の末日まで）	母子手帳の写し
3	疾病・障害	疾病にかかり、もしくは負傷し、または精神・身体に障害を有しており、保育することができない場合	医師からの診断書 身体障害者手帳・療育手帳の写し
4	介護・看護等	長期にわたり疾病の状態にあるか、または精神・身体に障害を有する同居の親族を常時介護しており、保育することができない場合	介護が必要な方の医師からの診断書等



「もれって本当？」子育ての疑問 Q & A

Q だっこばかりしていると抱きぐせがついて、手がかかる？

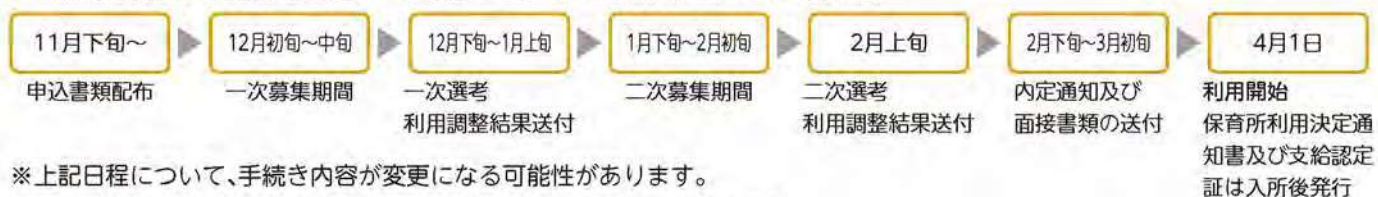
A だっこは大事なスキンシップ！

昔は「抱きぐせ」がつくと赤ちゃんがだっこを求めて泣くようになっていきましたが、だっこは大事なスキンシップ！心の成長に必要なので、たくさんだっこしてあげてください。



番号	保育の必要理由	概要	必要な書類
5	災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっており、保育することができない場合	
6	求職活動	求職活動(起業準備を含む。)を行っており、保育ができない場合 (認定期間:認定日から起算して90日が経過する日が属する月の月末まで) ※ただし、児童1人につき1回限り	求職活動(起業準備)状況申告書 ※添付書類:求職活動を証明するもの
7	就学	就学(職業訓練校における職業訓練を含む。)のため、保育ができない場合 (認定期間:就学中)	在学証明書 ※添付書類:就労していることがわかるもの
8	虐待やDVのおそれがある場合		
9	育児休業中	既に保育所を利用して、継続利用が必要な場合(認定期間:原則、1歳の誕生日前日が属する月の末日まで(最長2歳の誕生日前日が属する月の末日まで))	就労証明書

* 保育所の利用手続き(4月1日から利用したい場合)



認可外保育所

- ▶ 対象者・利用料
- 無償化の対象となるためには、就労しているなど、認可保育所の利用と同等の要件を満たす必要があり、滝川市から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。
- 3歳から5歳までの子どもたちは月額37,000円まで、0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもたちは月額42,000円までの利用料が無償化されます。

▶ それぞれの病院・施設の従業員向けに開設されている施設

- 滝川市立病院院内保育所ゆめみな
- 優仁会若葉台病院ひよこ保育所
- 佐藤病院わんぱく保育園
- 翔陽会滝川脳神経外科病院保育所たいよう
- 神部病院保育所エンゼルプロス
- 優仁会セントラルキッズ
- 土筆の郷内 託児所
- フルールハピネスたきかわ施設内託児所
- もえっこクラブたきかわ

▶ 一般利用可能な施設

- なかよしハウス
(西町2丁目2番74号)
保育時間 8:00～18:00
Tel0125-22-5959
※詳しい内容につきましては直接お問い合わせください。



「それって本当？」 子育ての疑問



Q 利き手は直した方がいい?

A 使いやすい手を使わせてあげて!

以前は様々な物が右手用に作られていたため、右手への矯正が一般的でしたが、最近は左手用の製品も充実しており、不便も無くなってきています。無理な矯正は子どもの負担となるため、使いやすい手を使わせてあげてください。





はじめての集団生活



保育所

問 こども家庭センター(保健センター内) ▶▶▶ Tel0125-28-8025

保育所は、仕事や病気などにより、家庭で保育ができない乳幼児を保護者に代わって保育する施設です。

入所には、市の支給認定と入所決定が必要です。申請はいつでも市に行きます。保育料は、世帯の市町村民税額に応じて決定され、市に支払います。

対象

生後43日～就学前の乳幼児で、保護者などが入所基準のいずれかに該当することによって、保育所での保育が必要であると認められるとき

保育の必要量に応じて、保育時間数(1日で利用可能な時間帯)が設定されます。

延長保育

その保育所に通っているお子さんを対象に、時間を延長してお子さんを預かります。

▶時間 18:00～19:00

※別途、利用料金がかかります。

障がい児保育

保育所では障がいのあるお子さんの受け入れも行っています。

対象は、集団保育が可能な2歳以上のお子さんです。

病後児保育

病気が回復したものの集団保育がまだ困難な時に、利用することができます。病後児保育室でゆったりとすごしながら、体力を取り戻すことができます。

保育料は、市町村民税額によって決定します。

4月～8月は前年度の市町村民税額、9月～3月は現年度の市町村民税額に基づき算定します。

保育所一覧

(令和7年4月1日現在)

※受け入れ年齢は4月1日現在です。

滝川中央保育所		
滝川市明神町3丁目7番24号		
Tel0125-23-2831		
開所時間	定員	受入年齢
7:00～18:00	90名	0歳～5歳
乳児保育(43日～)・延長保育(18:00～19:00) 障がい児保育・病後児保育・休日保育(年末)		
運営者 滝川市		



滝川中央保育所の裏側が玄関です。

病後児保育(こぼと)			
開所時間	定員	受入年齢	開所日
7:30～18:00	1日 原則4人(予約制)	1歳～5歳	月～金曜日
市内の認可保育所に通っている児童			
※別途料金がかかります。			

二の坂保育所		
滝川市二の坂町東3丁目1番28号		
Tel0125-24-5152		
開所時間	定員	受入年齢
7:00～18:00	90名	0歳～5歳
乳児保育(5ヶ月～)・延長保育(18:00～19:00) 障がい児保育		
運営者 滝川市社会福祉事業団		



花月保育所		
滝川市花月町2丁目5番1号		
Tel0125-24-6027		
開所時間	定員	受入年齢
7:00～18:00	130名	0歳～5歳
乳児保育(43日～)・延長保育(18:00～19:00) 障がい児保育・一時的保育		
運営者 滝川市社会福祉事業団		



〈以下は広告です〉



学校法人
滝川興禅学園

滝川白樺幼稚園

保育の柱

白樺保育園では次の四つの心を育てる教育をします。

- ① 他を思う心**
集団の中で自分以外のものに対する思いやりの気持ちを養う。
- ② けじめを尊ぶ心**
興味と欲求を大切にしながら生き生きとした遊びの場を作り、ルールを守りながら発展の方向付けをする。
- ③ 美しいものを見る心**
澄んだ素直な目での見、敬虔にこれに相対する心の可能性を引き出し伸ばす努力をする。
- ④ 自分を振り返る心**
静かに坐り、手を合わせ、心の余裕を持ち品格のある情懷を自分のものとするよう努力する。







保育について

★保育時間 平日 8:30～14:00
★預かり保育(朝預かり) 7:30～8:30

★預かり保育(保育後) 14:00～19:00
★預かり保育(夏・冬休み期間) 8:30～19:00
(朝預かり 7:30～8:30)

滝川市一の坂町西1丁目1-5 ☎0125-24-6720

一の坂保育所		
滝川市一の坂町西3丁目7番36号		
Tel0125-23-0303		
開所時間	定員	受入年齢
7:00~18:00	90名	0歳~5歳
乳児保育(43日~)・延長保育(18:00~19:00) 障がい児保育・一時的保育		
運営者 滝川市社会福祉事業団		



江部乙保育所		
滝川市江部乙町西12丁目14番13号		
Tel0125-75-2134		
開所時間	定員	受入年齢
7:00~18:00	60名	0歳~5歳
乳児保育(5ヶ月~)・障がい児保育		
運営者 滝川市社会福祉事業団		



※全保育所、日曜、祝日、年末年始は休所となります。

幼稚園

問 こども家庭センター(保健センター内) ▶▶▶ Tel0125-28-8025

幼稚園は、満3歳以上の幼児を保育し、小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児教育を行います。

幼稚園によって手続きが異なります。詳しくは、各幼稚園にお問合せください。

※幼児教育・保育の無償化に伴い、制度が大きく変わりました。

▶幼稚園の利用料について

- 幼稚園を利用する3歳から5歳までの全ての子どもたちの利用料が無償化になりました。
- 無償化となる利用料の月額上限額は、25,700円となります。
- 無償化の期間は、入園できる時期に合わせて、満3歳から小学校入学前までの3年間です。
- 食材料費、通園送迎費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担となります(一部免除規定あり)。

▶幼稚園の預かり保育に係る利用料について

- 幼稚園で実施する預かり保育についても、要件を満たしている場合に利用料が無償化になりました。
- 無償化の対象となるためには、就労しているなど、認可保育所の利用と同等の要件を満たす必要があり、滝川市から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。
- 無償化となる利用料は、幼稚園の利用料に加え、利用日数に応じて最大月額11,300円の範囲となります。(満3歳児で「保育の必要性の認定」を受けた場合は、利用日数に応じて最大月額16,300円の範囲)

幼稚園一覧

市内には、次の表のとおり私立幼稚園が2園あります。

滝川幼稚園		
滝川市栄町2丁目7番13号		
Tel0125-23-2478 FAX0125-23-2445 http://www.takikawayouchien.jp		
保育時間	定員	クラス数
▶通常保育 9:00~14:00 ▶午前保育 9:00~11:30 場合によっては 12:00降園	180名	6クラス [年長2・年中2 年少2]
▶昼食 お弁当……火曜日・木曜日・金曜日 給食……月曜日 パンと牛乳……水曜日		
▶預かり保育 朝預かり 8:00~ 9:00 保育終了後 14:00~18:00 午前保育終了後 11:30~18:00 長期休み預かり(夏休み・冬休み・春休み) 8:00~18:00		
幼稚園バス 利用者のみ コロちゃんルーム(未就園児教室) 年10回 特別教室 ピアノ教室(月・水・木) 体操教室(火)・英会話教室(水)		
運営者 学校法人 滝川学園		



滝川白樺幼稚園		
滝川市一の坂町西1丁目1番5号		
Tel0125-24-6720 FAX0125-24-6752 http://shira-kaba.cocolog-nifty.com		
保育時間	定員	クラス数
▶通常保育 8:30~14:00	60名	3クラス [年長1・年中1 年少1]
▶昼食 お弁当……火曜日・木曜日 給食……月曜日・水曜日・金曜日		
▶預かり保育 朝預かり 7:30~ 8:30 保育後平日 14:00~19:00 午前保育日 11:30~13:00 春・夏・冬休み期間 7:30~19:00		
運動教室 各学年 年間15回 未就園児体験保育 年間登録制は年10回、都度申込は年5回実施します。		
運営者 学校法人 滝川興禅学園		



預かり保育

その幼稚園に通っているお子さんを対象に、通常保育の前後など、お子さんを預かります。



もうすぐ小学生！



小学校への入学

問 滝川市教育委員会 学校運営課 ▶▶▶ TEL0125-28-8043

6歳になったら小学校入学の準備をしましょう。お子さんはもちろん、お父さん・お母さんも楽しみですね。入学までの流れを紹介します。

前年の
10月

＊就学時健康診断

入学する前年の10月に就学時健康診断を行います。指定日に必ず受診するようにしてください。
就学時健康診断の通知は、9月下旬に、新年度に入学予定のお子さんがある保護者にお送りします。

1月

＊入学通知書

新年度に入学予定のお子さんがある保護者に入学通知書を送付します。

2月

＊一日(体験)入学

入学予定の小学校で一日体験入学を開催します。小学校の雰囲気を体験できる機会です。必ず出席するようにしましょう。

4月

＊入学式

入学する学校

原則として、住所の通学区域に基づき指定する学校に入学します。事情により指定校以外へ入学を希望し一定の要件を満たす場合は、指定校以外への入学が認められる場合があります。

▶ 次の場合はご連絡ください。

- 就学時健康診断の通知や入学通知書が届かないとき
- 各通知書の記載事項に誤りがあるとき
- 病気、その他の理由で入学することができないとき

もうすぐ小学生！



〈以下は広告です〉

KUMON

対象年齢～幼児、小学生、中学生、高校生

幼児:もじやうじ(かず)に親しみながら、楽しく学べる力を育みます。

小学生:自分にあった「ちょうど」の教材から学習をスタート。学年を越えた学習を目指します。

中学生・高校生:自学自習で基礎学力を育てます。

滝川西町教室

教科:算数・数学、英語、国語

指導者 西岡

☎080-8287-9340

〒073-0044

滝川市西町

7丁目4-34



滝川花月町教室

教科:算数・数学、英語、国語

Boby Kumon(0、1、2歳)

指導者 中谷地

☎080-1864-8644

〒073-0036

滝川市花月町

1丁目3番6号



＊就学援助

経済的な理由で就学が困難な場合に、学用品費や学校給食費の一部を援助する制度です。

対象

小・中学校に通う児童・生徒のいる家庭で、1年間の収入が基準以下で経済的に困窮している方

援助対象

- 学用品費
- 通学用品費
- 校外活動費
- 修学旅行費(小学6年)
- 学校給食費
- 医療費(対象疾病のみ)
- 体育実技用具費(原則小学1年生・4年生、対象はスキー用具)
- 通学費(片道4km以上)
- 新入学児童生徒準備費(新小学1年生・新中学1年生、入学前の3月に支給)
- 新入学児童生徒学用品費等(新入学児童生徒準備費の支給を受けていない4月に認定された方のみ)

申込み

新年度の申請は前年度の2月から受け付けています。毎年申請が必要です。

源泉徴収票(写し)、確定申告書(写し)、児童扶養手当証(写し)など、世帯収入が確認できる書類が必要です。

＊特別な支援を必要とする児童の援助

対象

小・中学校の特別支援学級等に在籍している児童・生徒の保護者

援助対象

- 学用品費
 - 修学旅行費
 - 通学費
 - 新入学児童生徒学用品費
 - 学校給食費
 - 校外活動費
 - 通学用品費
 - 体育実技用具費
- など

＊小学校一覧

学校	所在地	電話番号(0125局) ファクス番号
滝川第一小学校	〒073-0017 一の坂町西2丁目1番70号	Tel.23-2219 FAX23-3517
滝川第二小学校	〒073-0004 滝の川町東1丁目1番45号	Tel.23-2786 FAX23-2027
滝川第三小学校	〒073-0036 花月町2丁目2番12号	Tel.24-6107 FAX24-6105
西小学校	〒073-0044 西町6丁目7番17号	Tel.24-6275 FAX24-6276
江部乙小学校	〒079-0463 江部乙町東13丁目1426番地1	Tel.75-2404 FAX75-2030
東小学校	〒073-0014 文京町2丁目1番1号	Tel.23-1591 FAX24-7819

小学校の転校手続き

問 滝川市教育委員会 学校運営課 ▶▶▶ Tel.0125-28-8043

市内の学校間

- 住所の異動に伴い通学区域が変わった場合には、新住所の通学区域内の学校へ転校することになります。
- 市民課で転居届を提出した際に、新しい学校の入校通知をお渡ししますので、在学していた学校であらかじめ発行してもらった在学証明書、教科用図書給与証明書等の書類とともに、新しい学校に提出してください。

市外から又は市外へ

- 市外から転入した場合には、市民課で転入届を提出した際に、新しい学校の入校通知をお渡ししますので、在学していた学校であらかじめ発行してもらった在学証明書、教科用図書給与証明書等の書類とともに、新しい学校に提出してください。
- 市外へ転出する場合には、あらかじめ在学していた学校で準備してもらった書類、新しい住所地で転入届を提出した際に渡される入校通知(あるいはそれに代わる書類)をご持参のうえ、新しい学校で手続きをしてください。
- なお、各自治体により、取り扱いが異なる場合がありますので、詳しくは新しい住所地の教育委員会にお問合せください。



児童館・学童クラブ・放課後子ども教室



子どもたちに健全な遊び場を提供するとともに、子どもの健康を増進し、情操を豊かにする目的で作られた施設です。地域住民の理解と協力のもとに多くの児童に利用されています。

市内には、8か所の児童館・児童センター、4か所の放課後子ども教室、6か所の学童クラブ（児童館、児童センターに併設）があり、児童厚生員が子どもたちの良きアドバイザーとして指導にあたっています。

* 児童館の利用区分

区分	学童クラブ (放課後児童クラブ)	留守家庭児童会 (ランドセル児童)	児童館	放課後 子ども教室
利用条件	●保護者および保護者に準じる者のいずれもが、昼間働いている家庭 ●保護者および保護者に準じる者が病気や看護のため、長期にわたり昼間学童を監督保護できない家庭		なし	
利用方法	学校からランドセルを背負ったまま、直接行くことができます。 保護者または保護者に準じる方のお迎えが必要です。		一度自宅に帰宅した後、利用することができます。	
利用時間	▶平日 下校時～18時30分 ▶土曜日 8時～17時 ▶学校休業日 8時～18時30分	▶平日 13時～17時 ▶学校休業日等 13時～17時	▶平日・長期休暇中の土曜日 13時～17時 ▶通常の土曜日 9時～17時 11月～2月は16時30分まで	
利用対象	小学1年生～6年生 (※ただし、定員を超過しているクラブについては、4年生以上は待機になる場合があります。)	小学1年生～ おおむね3年生	児童または児童を同伴する者	
登録	要		不要	
利用料	月額3,000円 傷害保険料 年間800円 保護者会 年会費1,000円 減免制度あります。	無料		

* 児童館・児童センター・放課後子ども教室施設一覧

名称	所在地	電話番号 (0125局)	学童クラブ	留守家庭 児童会	児童館	放課後 子ども教室
花月地区児童センター	花月町2-5-1	24-0792	○	○	○	
中地区児童センター	朝日町東2-2-4	23-1909	○	○	○	
東地区児童センター	東町5-9-11	22-2966	○	○	○	
西地区児童センター	西町6-1-15	24-0492	○	○	○	
北地区児童センター	滝の川町東2-1120-180	24-7885	○	○	○	
江部乙町児童館	江部乙町東11-13-1	75-2585	○	○	○	
東滝川児童館	東滝川町3-1-26	28-2141		○	○	
中央放課後子ども教室	新町2-6-1	23-3676		○	○	○
大町放課後子ども教室	大町4-4-18	22-4977		○		○
扇町放課後子ども教室	扇町2-18-28	23-7623		○		○
黄金町放課後子ども教室	黄金町西2-3-14	23-0622		○		○

＊児童の健全育成活動

児童館は、手芸や工作などの創作活動のほかに、ドッジボールやバドミントン、一輪車、竹馬などのスポーツ活動をとおして、仲間作りや、協調性、連帯感を育み、あわせて、基礎体力の向上に努めるとともに異年齢交流を積極的に推進しています。

そのほか、各児童館の特色を生かした行事、母親クラブの活動による行事、市主催による行事が子どもたちのために毎月たくさん計画されています。

①児童館・児童センター・放課後子ども教室の行事

食育事業・七夕会・児童館まつり・お楽しみ会・豆まき・クリスマス会・ひなまつり会・親子クッキングなど

②母親クラブ活動による行事

食育事業・親子バス遠足など

③青少年育成会事業

運動会・りんご狩り・かるた大会・もちつきなど

④児童館・児童センター・放課後子ども教室だより

「絵本の読み聞かせ」「百人一首」「切り絵遊び」「縄とびチャレンジ」「盆踊り・縁日」「おやつ作り」などいろいろな活動を多くの人に知ってもらうため、毎月おたよりを発行し、利用をよびかけています。

▶母親クラブ

市内4か所の児童館・放課後子ども教室を利用する子どもたちの母親などで組織するクラブです。子どもたちが楽しく遊べるように施設と協力しながら、いろいろな活動を行っています。

＊母親クラブが組織されている施設

館名	母親クラブ名
西地区児童センター	パンダの会
東地区児童センター	コスモスの会
北地区児童センター	すずらんの会
江部乙町児童館	あひるの会

※入会を希望される方は各児童館・児童センター・放課後子ども教室まで申込みしてください。

子どもにとって安全な居場所があることは、働く保護者の安心につながっています。

＊学童クラブ(放課後児童クラブ)

☎ こども家庭センター(保健センター内) ▶▶▶ Tel.0125-28-8025

学童クラブは、放課後、長期休業(春休み・夏休み・冬休み)および学校臨時休業日に子どもたちが安全で安心して生活できる場を提供し、友達と遊びを楽しみ、様々な経験をする中で充実した生活を送ることができるように支援します。

6か所のクラブが開設されており、通年利用が原則です。



「それって本当？」子育ての疑問 Q & A

Q おむつは早めにはずした方がいい？

A 子どもの様子を見ながら、あせらずに

脳とからだの発達が進むと自然とはずれていきます。大人の都合を押しつけず、子どもの様子を見ながら、あせらずに進めましょう。





子どもを預けたいとき



ファミリーサポートセンター

問 こども家庭センター(保健センター内) ▶▶ Tel.0125-74-5179

子育ての援助をしてほしい人(依頼会員)と子育ての援助をしたい人(提供会員)による会員組織をつくり会員相互の信頼関係をもとに地域の中で子育て家庭を支援していく仕組みで、安心して子育てができる環境づくりをセンターがサポートします。

サポート内容(例)

- ①保育所・幼稚園の送迎
- ②保育所・幼稚園の開始前や終了後の預かり
- ③学校の放課後や学童クラブの終了後の預かり
- ④保護者の病気や急用のとき
- ⑤冠婚葬祭や子どもの行事のとき
- ⑥買い物や外出のとき

援助活動時間

7:00~21:00

料金

区分	子どもの人数	報酬額等	備考
月曜日から金曜日 7:00~19:00	子ども1人につき	30分ごと 250円	30分に満たない端数時間は、30分とします
上記以外	子ども1人につき	30分ごと 300円	
月曜日から金曜日 7:00~19:00	2人目以降 子ども1人につき	30分ごと 125円	
上記以外	2人目以降 子ども1人につき	30分ごと 150円	
援助のため外出した場合の交通費等		自家用車利用1回 につき100円	交通機関等を利用した場合は、実費相当
育児援助に係る子どもの食事代・おやつ代等		おやつ代 100円(1人) 食事代 200円(1人)	

☆多胎児ファミリーサポート事業

多胎児のお子さんを養育している保護者の方にファミリーサポート券(無料券)を交付しています。

ファミリーサポートセンターでの利用になりますので会員登録が必要です。

年齢区分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
交付時間数	10時間		6時間		4時間	

※1 多胎児の年齢区分に応じて、1年度につきそれぞれの交付時間数に応じた利用券を配布します。

※2 年齢区分は、4月1日現在の年齢とします。

＊入会手続き

提供会員

- 市内在住の方
- 健康で援助活動に理解と熱意のある20歳以上の方。
- 保育サービス講習を受講後に登録となります。

依頼会員

- 市内在住の方
- 0歳から12歳(小6)のお子さんがいる保護者の方。

両方会員

- 提供会員と依頼会員の両方を兼ねる方。

登録方法

- ファミリーサポートセンターに登録申込書を提出します。
- 受付は月曜日～金曜日 8:30~17:15
(土、日、祝日、12/29~1/3を除きます。)

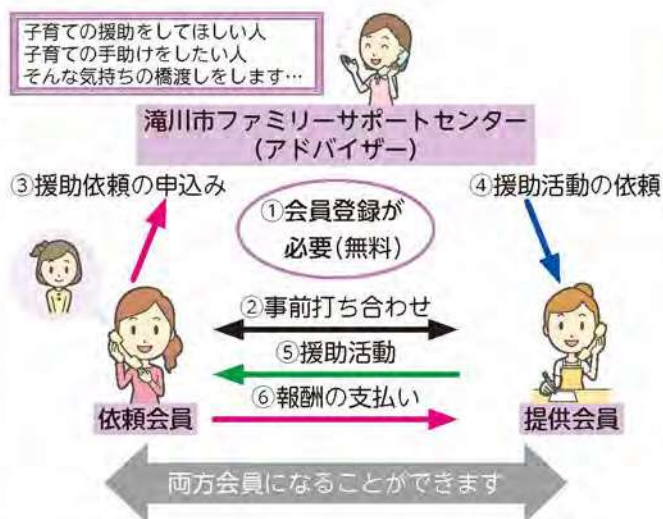
会員証

- 会員になられた方には、会員証を発行します。(写真添付)

登録に必要なもの

- 印鑑

利用のしくみ



子どもを預けたいとき

一時的保育

問 こども家庭センター(保健センター内) ▶▶▶TEL0125-28-8025 花月保育所 ▶▶▶TEL0125-24-6051 一の坂保育所 ▶▶▶TEL0125-23-8420

保育所、認定こども園(保育部分)に入所していない就学前のお子さんを、1日単位や半日単位でお預かりします。

*こんな時に利用できます。

非定型保育	緊急的保育	私的理由による保育
保護者の就労(パートも含む)や職業訓練、就職活動、就学などで保育が必要なとき ▶ 保育期間 週3日又は1カ月14日以内	保護者の傷病、通院、災害、出産、看護、冠婚葬祭、講習会、研修会などで保育が必要なとき ▶ 保育期間 1カ月を限度	保護者の育児に伴う心理的、肉体的負担を解消(リフレッシュ)するため保育が必要なとき ▶ 保育期間 週3日又は1カ月14日以内

*一時的保育実施施設

保育所名	花月保育所	一の坂保育所
所在地	花月町2丁目5番1号	一の坂町西3丁目7番36号
対象	滝川市内に在住する1歳以上~就学前の児童(障がい児保育は行っておりません)	
利用日	月~土曜日(日曜日、祝日、12/29~1/3は休所となります。)	
保育時間	8:30~17:00	
利用料	3歳未満児→日額 3,000円(4時間以内 2,000円) (給食・10時おやつ・3時おやつを含む) 3歳以上児→日額 1,700円(4時間以内 1,000円) 利用料は、当日現金でお支払いください。おつりのないようお願いします。 *幼児教育・保育の無償化により、利用料がかからない場合があります。詳しくはお問い合わせください。 ☆ひとり親家庭および在宅障がい児(者)のいる世帯で、生活保護世帯または住民税非課税世帯は利用料が無料となります。ただし、3歳以上児については給食費として一食240円負担していただきます。	
申込み	①事前登録 滝川市保健センター内 子育て応援課 ②事前面接 登録した保育所 ③利用予約 利用予定日の1か月前から3日前までの平日(8:30~17:00) 緊急の場合は、当日受付が可能な場合もありますので、登録保育所にお問い合わせください。	
持ち物	箸・スプーン・おむつ(お尻ふき)・着替え・下着(上下一式)・バスタオル2枚(大きめ)・汚れ物用ビニール袋	

年齢は、4月1日時点で算出します。



「それって本当？」子育ての疑問 Q & A

Q 日光浴をさせないとビタミンDが不足する病気になる?

A 「日光浴」から外の空気に慣れさせる「外気浴」へ

大人よりも肌の薄い赤ちゃんへの「長時間紫外線を浴びることへの影響」が考慮され、日光を浴びさせる目的の「日光浴」から、外の空気に慣れさせる「外気浴」へと変化しています。また今は栄養豊富な粉ミルクも多く、ビタミンD不足もあまりなくなってきました。





手当て・助成



各種手当

＊児童手当

☎ こども家庭センター(保健センター内) ▶▶▶ TEL0125-28-8025

家庭等における生活の安定、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とした手当です。

対象者	18歳到達後の最初の年度末までの児童
所得制限	所得制限なし
手当月額	・3歳未満 第1子、第2子:15,000円 第3子以降:30,000円 ・3歳～18歳到達後の最初の年度末まで 第1子、第2子:10,000円 第3子以降:30,000円
第1子・第2子・第3子の数え方	22歳到達後の最初の年度末までの子を含める ※進学・就職を問わず、お子様を養育していればカウントの対象になります
支給月	2月、4月、6月、8月、10月、12月(各前月までの2カ月分を支給)



手続き

▶ 認定請求(出生・転入時)

出生や転入など新たに受給資格が生じた場合は、15日以内にお住まいの市町村(公務員は勤務先)に「認定請求書」を提出してください。手続きが遅れると、手当てを受け取れない月があります。ご注意ください。

▶ 認定請求に必要なもの

- 請求者の方の健康保険証のコピーまたは資格証明書
- 請求者名義の銀行口座の預金通帳
- マイナンバーカードまたはマイナンバーのわかる書類
(マイナンバーカード以外の場合は別途、本人確認が必要です)
※運転免許証やパスポートなど、写真付きのものは1種類、健康保険証や年金手帳などは2種類必要です。
※児童と別居している場合や離婚協議中の場合などはその他の書類も必要です。

※添付書類の用意に時間がかかる場合は、先に認定請求書を提出してください。詳しくはお問い合わせください。

▶ 現況届(毎年6月)

下記に該当する受給者の方のみ「現況届」の提出が必要です。提出については時期になりましたら受給者の方にご案内します。

- 配偶者からの暴力等により、住民票の住所地が滝川市と異なる方
- 支給要件児童の戸籍や住民票がない方
- 離婚協議中で配偶者と別居されている方
- 監護相当・生計費負担についての確認書を提出しており、進学せず就職等するお子様を監護している方。
- 法人である未成年後見人、施設等の受給者の方
- その他、滝川市から提出の案内があった方

▶ 額改定請求(養育児童数が増えた時)

出生などで養育児童数が増えたときは、15日以内に「額改定請求書」を提出してください。額改定請求した日の翌月分から手当の額が増額します。手続きが遅れると、手当てを受け取れない月が生じる恐れがありますので、ご注意ください。

▶ 額改定届(養育児童数が減った時)

養育しなくなった児童がいるなど、対象児童の数が減ったときは「額改定届」を提出してください。

▶ 受給事由消滅届(他市町村に転出する時など)

他市町村に転出する時や公務員になった時、児童を養育しなくなった時などは、「受給事由消滅届」を提出してください。

手
当
て
・
助
成

児童手当申請・届出早見表

(添付書類が必要な場合があります。詳しくはお問い合わせください)

提出が必要なとき	請求・届出の種類
第1子が生まれた	認定請求書
第2子以上の出生などで対象児童が増えた	額改定認定請求書
毎年6月(一部の受給者)	現況届
他の市町村に住所が変わった	転出する市町村に受給事由消滅届、転入する市町村に認定請求書
受給者が公務員になった	市町村に受給事由消滅届、職場に認定請求書
施設入所などで対象児童が減った	額改定届
施設入所などで対象児童がいなくなった	受給事由消滅届
児童の住所が変わった	住所変更届
受給者や配偶者等児童の個人番号が変わった	個人番号変更等申出書
18歳年度末を迎える児童がおり、4月以降も継続して当該児童に対して経済的負担(生活費や学費)がある方	監護相当・生計費負担についての確認書
短大・専門学校等を卒業する児童がおり、4月以降も継続して当該児童に対して経済的負担(生活費や学費)がある方	

＊児童扶養手当

問 こども家庭センター(保健センター内) ▶▶▶ TEL0125-28-8025

対象者

離婚などにより、父または母と生計を同じくしていない18歳に達する日以降の最初の3月31日まで(障がいのある場合は20歳未満)の児童を養育している父、母または養育者に支給されます。

支給額

令和7年4月以降		
第1子	全部支給	46,690円
	一部支給	46,680円～11,010円
第2子以降 加算額	全部支給	11,030円
	一部支給	11,020円～5,520円

※所得状況によって支給される金額が異なります。
※本人・扶養義務者について、所得制限があります。

支給時期

支給月	支給対象月
5月	3月・4月
7月	5月・6月
9月	7月・8月
11月	9月・10月
1月	11月・12月
3月	1月・2月

＊特別児童扶養手当

問 福祉課 障がい福祉係 ▶▶▶ TEL0125-28-8022

対象者

20歳未満の精神・知的・身体に一定以上の障がいがあるか長期にわたる安静を必要とする病状をもつ児童を扶養している父母、養育者
(父母または養育者について所得制限があります。)

▶認定請求に必要なもの

- 指定の診断書(省略できる場合もあります。)
 - 住民票(謄本)
 - 戸籍(全部事項証明または謄本)
 - 認定請求者名義の銀行口座の通帳
 - お持ちであれば身体障害者手帳、療育手帳
 - 印鑑
 - マイナンバーカード
- ※詳しくはお問合せください。

※祖父母との同居、児童との別居状況等により、その他の書類も必要です。

支給額 障害の程度による

- 1級～児童1人 56,800円(月額)
- 2級～児童1人 37,830円(月額)

支給時期

支給月	支給対象となる手当月
4月	12月・1月・2月・3月
8月	4月・5月・6月・7月
11月	8月・9月・10月・11月

＊障害児福祉手当

問 福祉課 障がい福祉係 ▶▶▶ TEL0125-28-8022

対象者

重度の障がいがあるため日常生活に常時介護を必要とする20歳未満の方で施設に入所されていない方

支給額

- 1人 16,100円(月額)

※所得制限があります。

※該当する障がいの程度、認定請求に必要なもの等、詳しくはお問合せください。

医療費の助成

＊子どもの医療費の助成

☑ 保険医療課 医療費助成係 ▶▶▶ TEL0125-28-8018

子どもの医療費を助成します。

対象者

- 滝川市に居住する中学生までの子ども(満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある方)

対象医療費

- 入院、通院、歯科、調剤、指定訪問看護等
- ※ 受診時に、資格確認書等を提示、または電子資格確認の際に受給者証をご提示ください。
- ※ 保険適用外診療や入院時の食事代、差額ベッド代、文書料などは助成の対象となりません。

自己負担額

- なし

所得制限

- なし

手続き

- ▶ 受給者証交付申請(出生・転入時)
市役所1階保険医療課で受給者証の交付申請をしてください。

交付申請に必要なもの

- 印鑑
- マイナ保険証または資格確認書等(受給される方の)
- 滝川市に所得と課税の情報がない場合は、マイナンバーカードまたはマイナンバーのわかる書類

届出

次の場合は届出が必要です。

- 市外転出のとき
- 住所、氏名が変わったとき
- 加入している健康保険が変わったとき
- 受給者証を紛失したとき



＊ひとり親家庭等の医療費の助成

☑ 保険医療課 医療費助成係 ▶▶▶ TEL0125-28-8018

ひとり親家庭等の医療費を助成します。所得制限や受給条件があります。

対象者

- ひとり親家庭の18歳未満の子または18～20歳未満の子を扶養している母または父
- ひとり親家庭の母または父に扶養されている、もしくは両親がいないなどの18歳未満の子(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある方)または18～20歳未満の子
- ※ 18歳以上の特例～18歳以上の子を扶養している場合は、その子が20歳に達した日の属する月の末日まで助成対象となります。

対象医療費と自己負担額

対象者	課税区分	対象医療	自己負担額
0から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある方	—	▶ 受給者が子どもの場合 入院・通院 歯科・調剤 指定訪問看護等	自己負担なし
上記以外	市道民税 非課税 世帯	▶ 受給者が母か父の場合 入院・通院 指定訪問看護等	初診時 一部負担金のみ
	市道民税 課税世帯	▶ 受給者が母か父の場合 入院・通院 指定訪問看護等	総医療費の1割 【月の限度額】 通院18,000円 入院+通院 57,600円 4回目以降 44,400円

※ 受診時に、資格確認書等を提示、または電子資格確認の際に受給者証をご提示ください。

※ 保険適用外診療や入院時の食事代、差額ベッド代、文書料などは助成の対象となりません。

※ 指定訪問看護の療養費の1割(別途月額限度額があります)は助成の対象とはなりません。(ただし、0から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの方は除く)

所得制限

扶養親族数	所得制限限度額
0人	2,360,000円
1人	2,740,000円
2人	3,120,000円
3人	3,500,000円

※ 所得制限限度額以上の場合は助成対象外

手続き

▶ 受給者証交付申請(出生・転入時)

市役所1階保険医療課で受給者証の交付申請をしてください。

交付申請に必要なもの

- 印鑑
- マイナ保険証または資格確認書等(受給される方の)
- 戸籍謄本(児童扶養手当を受給されている方は必要ありません)
- 滝川市に所得と課税の情報がない場合は、マイナンバーカードまたはマイナンバーのわかる書類

届出

次の場合は届出が必要です。

- ひとり親家庭でなくなったとき
(婚姻、配偶者に準じる方との同居や扶養関係の成立、子の就職)
- 市外転出のとき
- 住所、氏名が変わったとき
- 加入している健康保険が変わったとき
- 受給者証を紛失したとき

* 重度心身障害児(者)の医療費の助成

問 保険医療課 医療費助成係 ▶▶▶ Tel0125-28-8018

重度心身障がいのあるお子さんが病院などにかかったときの医療費の一部を助成します。所得制限や受給条件があります。

対象医療費と自己負担額

対象者	課税区分	対象医療	自己負担額
0から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある方	—		自己負担なし
上記以外	市道民税 非課税 世帯	入院・通院 歯科・調剤 指定訪問 看護等	初診時 一部負担金のみ
	市道民税 課税世帯		総医療費の1割 【月の限度額】 通院18,000円 入院+通院 57,600円 4回目以降 44,400円

※受診時に、資格確認書等を提示、または電子資格確認の際に受給者証をご提示ください。

※保険適用外診療や入院時の食事代、差額ベッド代、文書料などは助成の対象となりません。

※指定訪問看護の療養費の1割(別途月額限度額があります)は助成の対象とはなりません。(ただし、0から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの方は除く)

所得制限

扶養親族数	所得制限限度額
0人	6,287,000円
1人	6,536,000円
2人	6,749,000円
3人	6,962,000円

※所得制限限度額以上の場合は助成対象外

手続き

▶ 受給者証交付申請(転入時・障害者手帳交付時)

市役所1階保険医療課で受給者証の交付申請をしてください。

交付申請に必要なもの

- 印鑑
- マイナ保険証または資格確認書等(受給される方の)
- 重度心身障害者証明(障害者手帳・療育手帳)
- 滝川市に所得と課税の情報がない場合は、マイナンバーカードまたはマイナンバーのわかる書類

届出

次の場合は届出が必要です。

- 重度心身障害者でなくなったとき
- 市外転出のとき
- 住所、氏名が変わったとき
- 加入している健康保険が変わったとき
- 障害の程度が変わったとき
- 受給者証を紛失したとき

* 未熟児養育医療制度

問 こども家庭センター(保健センター内) ▶▶▶ Tel0125-28-8025

未熟児(体重が2,000g以下)で生まれ、指定医療機関で入院治療を受ける必要が生じた場合にその治療に必要な医療費の一部を助成します。

* 育成医療費助成

問 福祉課 障がい福祉係 ▶▶▶ Tel0125-28-8022

身体に障がいのある児童、又は治療を行わないと将来一定の障がいを残すと認められる児童が、その機能を回復するための手術などにかかる医療費を助成します。

* 指定された病気を持つ児童の医療給付制度

問 滝川保健所 ▶▶▶ Tel0125-24-6201

※適切な医療と費用に援助があります。



発達が心配なときは



こども発達支援センター

問 こども発達支援センター ▶▶▶ TEL0125-23-3361
E-mail ryouiku@city.takikawa.lg.jp

心身やことば、行動やコミュニケーションなど、発達の心配や不安について相談をお受けします。

お子さんをご家族と一緒に理解し、お子さんに合わせた関わりで、楽しくのびのびと様々な経験ができるよう促し、健やかな成長を促していくための支援をしています。

対象

滝川市及び雨竜町に住所を有するお子さん

場所

栄町1丁目7番14号



相談時間

月～金曜日(祝日、年末年始を除く)
8:30～17:15(来所、電話)

相談内容

- ことばの発達や発音が気になる
- 歩き方や身体の動きが気になる
- 手先や身体の使い方がぎこちない
- 落ち着きがなく、ひとつのことに集中しない
- 指示や話の内容が理解できない
- おもちゃや友達に関心を示さない
- 子どもとの関わり方が難しい、育てにくさを感じる
- その他、発達について気になること



保育士・作業療法士・言語聴覚士・公認心理師・相談支援専門員が相談や支援を行っています。

(児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、相談支援事業を実施しています。)

※詳しくは「滝川市 こども発達支援センター」と検索または右記QRコードからホームページをご覧ください。



幼稚園・保育所

問 こども家庭センター(保健センター内) ▶▶▶ TEL0125-28-8025

市内の幼稚園・保育所では、状況に応じて障がいのあるお子さんの受け入れを行っています。

詳しくはお問合せください。

幼稚園→P24 保育所→P23

特別支援学級(小学校)

問 滝川市教育委員会 教育総務課 ▶▶▶ TEL0125-28-8042

発達に心配があるなどで教育上特別な支援が必要な児童のために、市内の全小学校に特別支援学級を設置しています。

通級指導教室(小学校)

問 滝川市教育委員会 教育総務課 ▶▶▶ TEL0125-28-8042

通常の学級に在籍している困り感のある児童に対して各教科等の指導は通常学級で行いつつ、ニーズに応じた特別の指導を行うために通級指導学級を設置しています。

- 滝川第一小学校
- 滝川第二小学校
- 滝川第三小学校
- 西小学校
- 東小学校

こども家庭センター こども家庭相談係

問 こども家庭センター こども家庭相談係 ▶▶▶ TEL0125-23-5217

子どもに関するさまざまな問題や心配ごとについての相談をお受けします。来庁できない場合には、電話での相談や家庭訪問もいたします。

〈以下は広告です〉

子どもたちの将来を応援します
これからふみだす最初のいっぽ 未来への階段をいっぽずつ

集団が得意ではない子、周りの子とは違う行動が好きなお子、苦手なことが多い子など、子育てにストレスを感じている保護者の方、お気軽にご相談下さい。

保育士や小学校教諭が中心となり、個々に応じた療育を行っています。

月曜～土曜・9:00～17:00 ※日曜・8月13日～15日・12月29日～1月3日は休み

いっぽ 保育所・幼稚園・学校にも送迎致します!

〈合同会社夢駆〉
児童発達支援・放課後等デイサービス いっぽ

〒073-0042 滝川市泉町2丁目8-4 TEL.0125-51-5139

一人ひとりを支え、育む、まごころ支援。

十人十色

■居宅訪問型児童発達支援 ■保育所等訪問支援
■児童発達支援 ■放課後等デイサービス

ぴーす

〒073-0161 砂川市西1条北18丁目2-17
TEL.0125-74-6414 FAX.0125-74-6415

■短期入所施設

えーる

〒073-0043 滝川市幸町4丁目2-35
TEL.0125-74-4490 FAX.0125-74-4977

〈運営〉株式会社買友



ひとり親家庭の子育て支援



母子・父子相談

問 こども家庭センター(保健センター内) ▶▶▶ TEL0125-28-8025

ひとり親家庭や寡婦家庭の生活や子育て、就職などの相談を母子・父子自立支援員がお受けします。

相談日時

月～金曜 8:30～17:00(祝日、年末年始を除く)

相談電話

TEL0125-28-8025

児童扶養手当

問 こども家庭センター(保健センター内) ▶▶▶ TEL0125-28-8025

申請により年6回支給されます。

対象

18歳に達する日以降の最初の3月31日まで(障がいのある場合は20歳未満)の児童を養育しているひとり親家庭等の父、母または養育者

※詳細はP32をご覧ください。

母子家庭及び父子家庭自立支援給付金事業

問 こども家庭センター(保健センター内) ▶▶▶ TEL0125-28-8025

* 母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金

就職に必要な知識を習得するための制度です。

* 母子家庭及び父子家庭高等職業訓練促進給付金

就職に有利な資格の取得をするための制度です。

* 母子・父子自立支援プログラム策定事業

自立促進の母子・父子自立支援プログラム策定員がハローワークと連携し就労を支援します。

母子・父子・寡婦福祉資金

問 こども家庭センター(保健センター内) ▶▶▶ TEL0125-28-8025

就学支度資金・修学資金・生活資金など12種類の福祉資金があります。

ひとり親家庭等の医療費の助成

問 保険医療課 医療費助成係 ▶▶▶ TEL0125-28-8018

ひとり親家庭等の医療費を助成します。所得制限や受給条件があります。

対象

ひとり親家庭もしくは両親がいないなどで18歳未満の子を扶養している方および子。ただし、無職、学校などに在学しているときは20歳未満まで該当となります。

※詳細はP33をご覧ください。

上下水道料金の軽減

問 中空知広域水道企業団 滝川営業所 ▶▶▶ TEL0125-28-8052

こども家庭センター(保健センター内) ▶▶▶ TEL0125-28-8025

申請により上下水道料金を軽減します。

※市税に滞納があると、対象にならない場合があります。

対象

次のいずれかに該当する子を扶養し、母親又は父親の収入のみで生計を維持している母子又は父子家庭で、市民税が非課税または均等割のみ課税の世帯

- 20歳未満の子
- 身体障害者手帳1級又は2級の交付を受けている子
- 療育手帳A判定の交付を受けている子
- 精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている子

ごみ処理手数料・し尿処理手数料の福祉減額制度

問 暮らし支援課 ▶▶▶ TEL0125-28-8013

申請によりごみ処理手数料・し尿処理手数料の福祉減額をします。(ごみ処理手数料は対象となる月数分に対して、ごみ袋を一部助成します。)

※市税に滞納があると、対象にならない場合があります。

対象

次のいずれかに該当する子を扶養し、母親又は父親の収入のみで生計を維持している母子又は父子家庭で、市民税が非課税または均等割のみ課税の世帯

- 20歳未満の子
- 身体障害者手帳1級又は2級の交付を受けている子
- 療育手帳A判定の交付を受けている子
- 精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている子

就学援助

問 滝川市教育委員会 学校運営課 ▶▶▶ TEL0125-28-8043

経済的な理由により就学困難な家庭に対し、学用品費や学校給食費などを援助します。

対象

小・中学校に通う、児童・生徒のいる家庭で、1年間の収入が基準以下で経済的に困窮している方

※詳細はP26をご覧ください。



子どもや子育てに関する相談窓口



相談種別	相談内容・時間など	相談窓口	電話
子育て相談	妊婦・乳幼児から、18歳までのお子さんの、健康・育児に関する相談 保健師・助産師・栄養士による相談 月～金曜日 8:30～17:15	保健センター 健康づくり課	(0125)24-5256
子育て相談	乳幼児から就学前の子どもの子育て不安や悩みなど、子育てに関する相談 月～金曜日 9:00～17:00 メール hoiku1@city.takikawa.lg.jp メール相談は24時間受け付けています。	花月地域子育て 支援センター ふれ愛の里地域子 育て支援センター	(0125)23-4562 080-9583-3388
こども家庭相談	子どもについての相談全般(乳児・幼児・少年の18歳未満) 月～金曜日 8:30～17:15	こども家庭センター こども家庭相談係	(直通) (0125)23-5217
発達相談	発達について不安心配がある就学前の子どもの相談 月～金曜日 8:30～17:15	こども発達 支援センター	(0125)23-3361
ひとり親家庭等 相談	ひとり親家庭や寡婦家庭などの自立支援に向けた相談 月～金曜日 8:30～17:00	こども家庭センター (保健センター内)	(0125)28-8025 (0125)23-5217
DV(配偶者暴力) 相談	女性が抱える心配や悩み、配偶者からの暴力に関する相談(未成年の子どもがいる方) 月～金曜日 8:30～17:15	こども家庭センター (保健センター内)	(0125)28-8025 (0125)23-5217
教育相談	学校生活、いじめ・不登校などについての相談 特別な支援を必要とする児童生徒の教育相談 月～金曜日 8:30～17:15	教育委員会 教育総務課	(0125)28-8042
教育・いじめ相談 24時間電話	毎日24時間 相談受付	教育委員会 教育総務課	相談専用 (0800)800-8734
思春期相談	月～金曜日 8:30～17:15	保健センター 健康づくり課	(0125)24-5256
巡回児童相談	岩見沢児童相談所の機能を滝川市に移し、相談や判定を行います。(年7回)	こども家庭センター こども家庭相談係	(0125)23-5217
児童相談	子どもについての相談全般	岩見沢 児童相談所	(0126)22-1119
子どもの人権	子どもの人権に関する相談 月～金曜日 8:30～17:15(祝日・年末年始を除く)	相談専用 札幌法務局 滝川支局	0120-007-110 (0125)23-2330
子どもの権利	いじめや体罰、虐待、非行などの子どもや保護者からの相談 月～金曜日 10:00～16:00(祝日・年末年始・お盆期間を除く) ※相談時間は、12:00～13:00を除く 木曜日は18:00まで	札幌弁護士会	(011)281-5110

■次のような時は…

- 問 こども家庭相談係(保健センター内) ▶▶▶ ☎0125-23-5217
- 問 岩見沢児童相談所(岩見沢市鳩が丘1丁目9番16号) ▶▶▶ ☎0126-22-1119
- 保護者の入院、死亡、離婚で子どもの養育ができなくなったとき
- 子どもの虐待を見たとき、知ったとき
- 養子縁組や里親を希望するとき
- 児童相談所での一時保護が必要なとき
- 知的障がい児、肢体不自由児、重度心身障がい児などに関する相談など

▶児童相談所虐待対応ダイヤル

電話 189(無料)
管轄の児童相談所へ転送される仕組みになっています。



市内医療機関



市内医療機関(医科)

*子どもにかかわる主な医療機関

主な診療科	医療機関名	所在地	電話 (0125局)	その他の診療科
総合病院 (小児・耳鼻咽喉・ 眼・皮膚・整形)	滝川市立病院	大町2-2-34	22-4311	内科・外科・産婦人科・泌尿器科・精神神経科・麻 酔科・放射線科・リハビリテーション科
小児科	えべおつファミリークリニック	江部乙町東12-1-18	75-5500	内科・麻酔科・整形外科
	男澤医院	朝日町西2-1-5	23-3183	内科・消化器内科
	鈴木内科クリニック	黄金町西3-1-30	23-2753	内科・糖尿病・代謝内科
	たきかわクリニック	栄町2-5-13	23-1818	内科・外科・皮膚科・整形外科・眼科・耳鼻咽喉科
耳鼻咽喉科	滝川耳鼻咽喉科	空知町2-5-23	26-1133	—
眼科	近藤医院	本町2-3-23	23-2848	—
	滝川栄町眼科	栄町2-9-3	23-8600	—
皮膚科	しのじま皮ふ科	緑町1-7-2	22-4112	—
整形外科	こしお整形外科クリニック	空知町3-7-18	26-1154	リウマチ科・リハビリテーション科
内科	佐藤病院	泉町135-15	24-0111	消化器内科・心療内科・精神科・リハビリテー ション科・児童思春期精神科
	佐藤医院	一の坂町東2-1-1	23-3255	消化器内科・心療内科・精神科・リハビリテー ション科・児童思春期精神科
	空知中央病院	新十津川町字中央20-4	76-4111	リハビリテーション科
	久保会医院	本町1-4-24	22-3363	内科・消化器内科・放射線科
精神科	滝川中央病院	朝日町東2-1-5	22-4344	内科・歯科
	滝川メンタルクリニック	東町2-40-12	26-5001	神経精神科・心療内科
	にかいどうメンタルクリニック	栄町2-8-8	22-2100	心療内科・児童精神科



「それって本当？」子育ての疑問 Q & A

Q お風呂上がりには湯冷ましを飲ませた方がいい？

A ミルクや母乳で水分補給はできます

湯冷ましは離乳食が始まる前の赤ちゃんに必ず飲ませなくてはならないものではありません。お風呂上がりでもミルクや母乳をあげれば水分補給はできます。与える場合は嫌がらないか様子を見つつ、授乳に響かないごく少量にしましょう。



＊その他の医療機関

※予防接種が可能な病院は、広報4月号またはホームページをご確認ください。

医療機関名	所在地	電話 (0125局)	診療科
石田クリニック	有明町2-4-45	24-2125	人工透析内科・腎臓内科・循環器内科・アレルギー科
おい内科循環器クリニック	東町3丁目1-2	23-8880	内科・循環器科・呼吸器科
神部クリニック	栄町3-3-16	22-2021	ペインクリニック内科・内科・麻酔科・整形外科・産婦人科 ※分娩は取り扱っていません。
そらち腎泌尿器科クリニック	朝日町西4-1-38	23-5050	泌尿器科
そらち乳腺・肛門外科クリニック	明神町4-10-8	22-4568	乳腺科・肛門科・外科・麻酔科
滝川脳神経外科病院	西町1-2-5	22-0250	脳神経外科・リハビリテーション科
青藍会クリニック	空知町2-4-10	23-5195	内科・消化器内科・婦人科・女性内科
脳神経よしだクリニック	空知町2-10-15	26-2600	脳神経外科・リハビリテーション科
若葉台病院	江部乙町1452-1	75-2266	内科・歯科

滝川市医師会、他 令和7年6月1日現在 ※50音順

市内医療機関(歯科)

医療機関名	所在地	電話(0125局)
あい歯科クリニック	東町3-1-29	22-8500
あさひ歯科クリニック	朝日町西1-6-1	22-0033
アヒコ歯科医院	一の坂町東3-3-9	24-8711
Eデンタルクリニック	緑町1-5-23	24-9469
えべおつ歯科	江部乙町西12丁目5-36	75-5418
扇町歯科医院	扇町3-1-7	24-3300
河村歯科	幸町4-5-19	74-6332
啓南歯科医院	中島町4-1-1	24-1020
コスモデンタルクリニック	大町3-4-16	23-3630
渋谷歯科医院	二の坂町東2-1-1	22-1737
杉村歯科医院	栄町1-7-26	24-1354
スマイル歯科	本町2-4-25	74-5028
滝川歯科医院	明神町1-5-35	23-5888
塚本歯科医院	栄町4-4-22	23-2508
なかむらファミリー歯科	滝の川町東3-1147-7	26-2282
橋本歯科医院	西町2-3-23	23-5566
はらおか歯科医院	花月町1-9-10	22-5678
みなみ歯科医院	西町5-3-38	24-3734
みやこし歯科診療所	江部乙町東12-1-4	75-5330
メープル歯科	東町5-8-36	24-5800
若葉台病院	江部乙町1452-1	75-2266

空知歯科医師会HP 令和7年6月1日現在 ※50音順

たきかわ 子育てガイド

令和7年9月発行

発行

滝川市／株式会社サイネックス



滝川市HP



サイネックスHP

制作

株式会社サイネックス 東京本部

〒102-0083 東京都千代田区麹町5-3

TEL.03-3265-6541(代表)

広告
販売

株式会社サイネックス 札幌支店

〒001-0010 北海道札幌市北区北10条西1丁目10-1

TEL.011-737-7167

※掲載している広告は、令和7年8月現在の情報です。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

無断で複写、転載することをご遠慮ください。

QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

いつでも！誰でも！どこからでも！



滝川市 たきかわ子育てガイド

電子ブック案内



タブレット



パソコン



スマートフォン

2025年10月より公開

電子ブックはこんなときに活用できます



外出中に子どもが
発熱して困った…どうしよう



初めての妊娠で手続きや
支援制度がわからない



カレンダー形式の
手続き一覧はないかしら？



次の遊び場は
どこにしようかと悩んだら



冊子が見つからないから
電子ブックで読みたい

ブックマークは
こちらから





たきかわ

子育てガイド

滝川市



株式会社サイネックス